

第2章 住民の意見及び事業者の見解

方法書に対する住民の意見として寄せられた意見書の内訳を表 2-1 に示す。

表 2-1 寄せられた住民意見の項目別件数

項目	件数	掲載頁
1 事業計画	115	2-2-2
2 地域概況	5	2-2-15
3 予測・評価全般	18	2-2-15
4 大気質	11	2-2-18
5 騒音	3	2-2-19
6 振動	1	2-2-20
7 低周波音	1	2-2-20
8 水質	10	2-2-20
9 水象	41	2-2-21
10 土壌汚染	1	2-2-24
11 地形・地質	7	2-2-25
12 植物	10	2-2-26
13 動物	14	2-2-27
14 生態系	25	2-2-28
15 景観	12	2-2-30
16 廃棄物等	4	2-2-31
17 文化財	5	2-2-32
18 温室効果ガス等	8	2-2-32
19 その他の環境要素	4	2-2-33
20 災害	44	2-2-34
21 環境影響評価制度・手続き	13	2-2-37
合計	352	—

方法書に対する住民の意見を整理・集約し、意見の概要及び事業者の見解をとりまとめたものを以下に示す。

1. 事業計画

No.	住民からの意見	事業者見解
1-01	<p>事業全体計画について：信州の良好な自然環境、景観を壊さぬよう環境の保全に十分な配慮をお願いします。本計画は規模がきわめて大きいことが環境保全上懸念されますので、発電規模については再度ご検討ください。</p>	<p>環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業となるよう推進していきます。</p>
1-02	<p>自然環境への影響を可能な限り回避するために、事業の立地、規模を根本的に見直す。 当該地域は、かつて牧草地として利用されていた履歴を持つことから、カラマツの植林や二次林のアカマツ林、ミヤコザサ・ミズナラ群集が主体の林地となっている。一方で、規模は小さいながら、湿地環境も有するなど自然度の高い環境も存在している。当該地域の斜面上部は国定公園の霧ヶ峰高原があり、池のくるみ湿地が存在している。この自然環境のバッファとしての機能を維持するうえでも、当該地域の自然環境を保全することの意義は大きい。</p>	<p>事業の立地、規模等の根本的な見直しは行っていませんが、現況把握調査の結果を踏まえ、環境への影響を回避・低減させるため、事業計画の見直しを行いました。湿地は保全対象とし、保全区域を拡大しています。</p>
1-03	<p>太陽光パネルを置くのに木を伐採するのでよくないと思いましたが、新聞の記事を読んだ印象ではいろいろ環境への影響を考えて計画しているようなので、変な業者が作るよりいいと思います。</p>	<p>事業の実施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。 湿地は周辺の環境との連続性も維持する必要があることから、帯状に周辺樹林を保全する領域を確保する計画としています。</p>
1-04	<p>特別規模の大きな太陽光発電所ではあるが、用地の半分が残置森林地域になっており、環境への意識の高さを感じることができる。 せっかく湿地を残せるのだから、その部分だけでも動物が行き来できるともっと良いと思う。</p>	
1-05	<p>代表者…代表取締役 中村さんの声明を聞きたい。 ・ 事業に対する考え方 ・ 地元住民に対する考え ・ 諏訪市、茅野市をどのようにとらえているのか？ ・ 今後の発展について ・ 諏訪市への、社員家族移住計画は考えられないだろうか？ そうすれば、事業を起こす諏訪市へのかなりの貢献となるのでは？ ・ 茅野市への社員による労働力提供はできないものだろうか？ 農作業（毎年）等、茅野市も活性化、社員も健康になるのでは？ 何よりも土地に愛着が生まれ、地元と共に良い事業へと発展すると思われるのだが…</p>	<p>本事業は樹木を伐採して電気工作物を設置するものですので、本事業が一部の自然を破壊するという側面について否定はできません。このような自然破壊というご指摘については真摯に受けて止めていく必要があると考えています。 他方で、日本国内において再生可能エネルギーの普及は必要不可欠であると考えています。これは、2013年（平成25年）のエネルギー自給率（推計値）が6%となっている実情や、日本政府が2030年（平成42年）時点の日本の望ましい電源構成において再生可能エネルギーを現在の約2倍となる22～24%まで高める案を示していることから分かります。また、本事業の計画地が位置する長野県においても、長野県環境エネルギー戦略として再生可能エネルギーの導入を促進しており、平成27年9月には、同戦略における「自然エネルギー発電設備容量」に係る従来の目標が大幅な前倒しで達成されたことを受け、太陽光発電設備容量の短期（平成32年度時）目標を25.1万kWから145.1万kWに引き上げる等、上方修正を行っています。 もちろん、再生可能エネルギー普及は乱開発の免罪符には成りえません。たとえ再生可能エネル</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-05 続き		<p>ギーが環境に配慮したエネルギーであったとしても、既存環境への配慮は必要不可欠であり、一般の長野県の環境影響評価条例改正においても、そのような観点から太陽光発電事業が環境影響評価の対象事業に加えられたものと理解しています。当社は、この環境影響評価に真摯に取り組むことで、再生可能エネルギーの普及と環境保全の両立を目指していきたいと考えています。また、本事業の成否が、今後日本において再生可能エネルギーが普及するか否かの鍵になると考えています。</p> <p>なお、本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>地元住民、諏訪市、茅野市が本事業によるメリットを享受していただけるような仕組みが必要と考えています。たとえば建設工事や保守管理業務の発注に当たってはできる限り地元企業を採用し地域活性化を図るという方針を持っています。他にも地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力していきます。</p> <p>再生可能エネルギーによる発電事業を固定価格買取制度の買取期間だけで終わらせず、できるだけ長期間にわたり継続することが、日本の再生可能エネルギーの今後の発展につながると考えています。再生可能エネルギーはまだまだ独り立ちできていないエネルギーであり、国民の皆様の負担により支えられているという事実があります。</p> <p>だからこそ事業を国民の皆様に支えていただく期間で終わらせることなく長期にわたり発電を続け、独り立ちした後は国民の皆様にその恩返しをしていく必要があると考えています。</p> <p>太陽光発電所は、適切なメンテナンスにより、長期間にわたり発電可能な設備です。固定価格買取制度の買取期間終了時には、減価償却も終わっており発電コストは格段に安価となり、電気を安価に供給することも可能になります。このような将来を見据えて、当社は本事業を推進していく考えです。</p> <p>諏訪市への社員家族移住計画、茅野市への社員による労働力提供といったことについては、地域貢献方法検討の中で併せて検討いたします。</p> <p>また、(株)Loop は平成 29 年 6 月、上諏訪駅近くに長野支店を開所させていただきました。</p> <p>本事業のみならず長野県諏訪市及び茅野市の地域の皆様のご指導をいただきながら成長し続けられる企業でありたいと考えております。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-06 続き	<p>霧ヶ峰＝自然。観光地として有名な場所、誇れる場所です。それは全て風光明媚の一語につきま。そこにソーラー。全く何事ですといわざるを得ない。そしてそこは高原です。高原の下には私達の町があるのです。最古の昔から高原から流れ出る水の恩恵がありそれによって生活が潤って来たのです。祖先の教えは自然を守ることと感謝することと自然を破壊してはならない、必ずそのつけが来るとのことでした。峰の下に住む私共の生活は自然との共存で作物を作り殿様に献上し今はブランド米の里として成り立っているのです。長野県に他から来てメスを入れるのはやめて下さい。私達は他の地から嫁に来て守っているのです。作ろうとしている所は下で生活をする高い所です。許せません。必ず全ての面で大きな罰となると思ふのです。自然を守ること、米を食す日本人、中村さん自身を守ることになるのです。低い土地を求めてお仕事進めてください。</p>	<p>本事業用地は諏訪カントリークラブの北に在り、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業ではこのような地域の課題解決にも取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>本事業下流域で収穫される米沢米については昨年米沢地区で開催させていただいた説明会にて、その味が八ヶ岳山麓の澄んだ空気、霧ヶ峰高原から流れ出る伏流水である大清水の湧水と、有機質の多い米沢の土壌が育むものという情報を学ばせていただき実際に何度か食させていただきました。今回の計画が米沢米のブランド価値に影響を及ぼさないためにも、環境影響評価の手続きに真摯に取り組み適切な対策をとれるようにしていきます。</p>
1-07	<p>福島の例にもあるように、大丈夫なんてことはこの世の中1つもない。何かあってからでは環境問題以上のことが起こってしまう。</p> <p>その想像力があるのだろうか、心配になる。</p>	<p>設計にあたっては、関係機関の指導を受けながら、また他事例を参考としながら、特に防災に配慮した計画といたします。</p>
1-08	<p>森林にある木は、伐採してしまうと元に戻すことはできません。1、2年後の未来ではなく、20、30…年後の未来を見据えての開発計画をしていただきたいです。20、30年後は今1歳の子が20歳、30歳となり、その時の社会を背負っていく世代となります。その子供たちが住みやすい環境でなければならぬと思います。繰り返しますが、今目先の利益のことだけを考えて進めていくのではなく、さまざまなリスクを踏まえたうえで、20、30年後、今の子供たちが大人になる未来のことまでしっかり考えてみて下さい。</p> <p>また、ソーラー発電が流通し始めている昨今、電気の買い取りの値も下がってくるでしょう。そうなったとき、ソーラーが壊れ使えなくなった時のことはお考えでしょうか。貴重な森林の木を伐採し、それだけの莫大な土地を開発するのであれば、ソーラー以外の人を呼ぶ、お金になることはほかにもあるのではないのでしょうか。我が家の屋根の上にもソーラーはついていますが、冬期に雪が積もってしまうと全く機能していません。我が家より標高が高くなり、山の中ならば雪はもっと沢山降るでしょう。そうすると、冬のソーラーは全く機能せず、何も生むことはできないでしょう。ソーラーの利点もありますが、欠点もあります。</p> <p>よく考えて開発して下さい。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>本事業は固定価格買取制度（FIT）の契約期間である20年経過後も発電事業は継続します。固定価格買取制度の買取期間終了時には、減価償却も終わっており発電コストは格段に安価となると考えています。長期運用のため適切なメンテナンスを計画していきますが、交換・処分が必要となった太陽光パネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。（参考：http://www.env.go.jp/press/102330.html）</p> <p>具体的には、当社自社発電所や海外事業等での再使用を検討し、再使用出来ないものは有価財としてリサイクル業者に販売する再生利用を検討します。</p> <p>当社では平成29.5末時点で約65万枚の太陽光パネルを出荷し、6年間で約800枚の太陽光パネルを交換（外的要因・故障含む）しておりますが、これまでも再使用可能なものは自社保有発電所等で再使用し、再使用出来ないものは、有価財としてリサイクル業者に販売しており、平成29年7月末時点までに当社が行ったパネル処理の中で</p>
1-09	<p>何故自然豊かな山林の木を伐ってまでソーラーの開発をやらなければいけないのか。どうしてその場所でなければいけないかの理由がはっきりしない。</p> <p>自然災害はいつどこで起きるかわからない。災</p>	

No.	住民からの意見	事業者見解
1-09 続き	<p>害について本気で考えているのか疑問だ。東北のような大災害がいつ起きてもおかしくない世の中になってきている。</p> <p>ただ大規模なソーラーを建てることによる金儲けだけを考えると大変なことになると言うことを知っておいてもらいたい。しっかり現場やその周り、また下流地区を見て、絶対に災害が起こらない対策をしてもらわないと安心できない。災害が発生してからでは遅い。もし大災害が発生したら補償できるのか？口では安全対策はしっかりできていると言っているが、災害が起きる率は高い。そうなった時どこまで責任が持てるのか。今の貴方達では不安でならない。いざと言うとき、逃げ出すような気がする。</p> <p>口では何とでも言える。急ぐ必要は無い。じっくり研究と調査をしてやるか、やらないかこれからでも遅くない。ぜひ我々の気持ちをわかった上で決めて下さい。</p>	<p>産業廃棄物として処理した実績はありません。</p> <p>積雪対策については太陽光パネルの傾斜角度を30度程度にして極力パネル下に自然に雪が落ちるように設計する予定ですが、積雪量や雪質によってはパネル上に雪が残る可能性もあります。</p> <p>本事業では、このような積雪期間中の発電量の低下率についても第三者機関によるシミュレーションを行い事業検討しております。</p> <p>なお、現時点において除雪は管理用道路を対象としており、除雪した雪は道路脇に除け、場外搬出や場内に雪捨て場を設ける計画はしていません。</p> <p>設計にあたっては関係機関の指導を受けながら、また他事例を参考としながら、特に防災に配慮した計画といたします。</p>
1-10	<p>知らない土地に大規模な計画を考えているにもかかわらず、あまりにも軽く考えている会社に不安と怒りが込みあげてくる。</p> <p>その計画で、不安はたくさんあげられるが、大清水、その他の湧水への影響である。</p> <p>私達は、その水のおかげで生活していることの重大さをわかってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな土地を壊さないでほしい。 ・住民を苦しめないでほしい。 	<p>事業実施区域の下流側に位置する大清水やその他の湧水については、事業実施との関連性について調査しました。その結果、大清水湧水に対して、本事業による影響は及ぶことがないという推定をいたしました。角間川下流の南沢水源に対しても、取水に対する影響は発生しないと予測いたしました。</p>
1-11	<p>太陽光発電が十分な位整備されても原発はなくなりません。むしろ、太陽光発電が増えることにより、消費者の電気代が上がるという弊害がでて、太陽光設置反対の理由にもなりかねません。太陽光発電に自信と熱意があるのなら、日本の電力の主流になるよう、貴社からも、政府に働きかけてください。</p>	<p>現在は未だ太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは安価な電源とはいえませんが、固定価格買取制度（FIT）の契約期間である20年経過後も継続して運用することで発電コストを安価に抑えることができます。本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主力電源となれるよう努めます。</p>
1-12	<p>原発には反対で、原発の代案として原発に匹敵するような太陽光発電所が必要と考える。霧ヶ峰の下地域は管理ができなくなった原生林状態で、休耕田や里山などではとても追いつかない。そのような荒れた土地を環境アセスに取り組んでしっかり管理された土地にしていく必要がある。原発廃止を率先したドイツでは、太陽光発電とバイオマス発電で電気を補っている。長野県諏訪地域においても積極的に検討してもよいのではないか。</p>	<p>本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなくなっているのが現状です。本事業では、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。</p> <p>また、この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市をはじめとする地元のためになる施策を検討していきます。</p>
1-13	<p>太陽光発電をはじめとする自然エネルギーは、今後の社会の発展のために不可欠なものと考えています。また、その必要性、重要性は今後ますます認知されていくことと思います。私達の故郷は自然に恵まれ、我々はその恵みを楽しんできました。今度はその自然エネルギーを電気に変換し、皆の生活に還元することになります。</p> <p>そのように自然エネルギーの普及に率先して取り組むことは、地元の人間や、子供たちにとっ</p>	<p>ご指摘のとおり環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進していきます。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-13 続き	て将来自分が育った土地に誇りを持つことになるのではないかと思います。	
1-14	子供たちが社会勉強で見学できるような施設にしてもらいたい。	事業施設内に計画している管理道路を見学ルートとして活用できないか検討し、地域貢献につなげることを検討していきます。
1-15	大規模工事をするのであれば、多くの人が県外から来ると思われるため、食事や買物の際は積極的に地域のお店を利用してほしい。また、そういったお店や産地品のことを積極的・ポジティブにメディアに取り上げてもらえると一時的ではなく長期的に地域の活性化に繋がると思います。	事業用地周辺地域の消費向上に努め、地域活性化につなげていきます。
1-16	諏訪市の一般会計歳出決算額は、平成 21 年の 201 億円から平成 25 年には 194 億と、4 ポイント下落している。 また、人口は平成 16 年の 53,901 人から毎年減少し、平成 26 年には 50,091 人となっている。このような諏訪市の行財政、人口減少を改善していく為にも、この事業によって地元経済の活性化に努めてもらいたい。	
1-17	将来、諏訪盆地の住民や諏訪盆地で働く人々に還元される電源なら大いに歓迎したいです。環境アセスメントに則ってしっかり調査を行い、環境に配慮した事業計画を推進してほしいと思っています。	この電源を活用し地元で安価な電気を供給していくなど諏訪市、茅野市を始めとする地元のためになる施策を検討していきます。 ご指摘のとおり環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進していきます。
1-18	東日本大震災後、原発に頼らずにエネルギーを使っていきたいと思うようになりました。子供達や未来の日本を考えたとき、太陽光発電所は必要だと思います。この発電所は全国でも有数の規模ということなので、諏訪市の自慢になるような発電所にして欲しいです。	
1-19	この事業では、地元企業を使ってもらえるものと思っている。 土地の状況、環境をよく知っている地元の企業の意見や技術、地域に密着したノウハウを是非活用してもらいたい。	建設工事及び運転開始後の業務の発注に当たってはできる限り地元企業を採用し、ご指摘いただいたような地元企業の強みを活用させていただきたいと考えています。
1-20	CO ₂ 削減が期待できる再生可能エネルギーの普及は、積極的に進めるべく事業と思いますが、地元企業にその恩恵がなければ意味ある事業とは言えません。そのことから、地元企業を積極的に活用し本建設に従事できるようにして頂きたいです。	
1-21	開発計画地の現地を見てきた。昔は牧野というだけあって、牧草、いわゆる家畜の餌を確保するために組合が管理してきたのだろうが、それも終わって今は 20~30 年もしくは 50~60 年樹齢の樹々が植林されている。しかし需要が減ってしまった。時代が変わったのだから、太陽光発電は決して悪いことではないと思った。	本事業計画地は、以前は牧草地として活用されていましたが、その需要が逡減していく中で植林がおこなわれ現況に至っています。その後、広大な土地を維持・管理していくことは容易ではなく、このような地域の課題解決にも取り組み、事業計画地を将来に渡り適切に管理していきます。
1-22	計画地は牧草地需要、林業需要が無くなったあ	

No.	住民からの意見	事業者見解
1-22 続き	と、何度もリゾート開発話などが持ち上がっては消えを繰り返してきた。自然再生可能エネルギーである太陽光発電所であれば、産廃処分場となる心配もなくなり、工事期間中は地元の経済活性化の一助となるだろうし、将来的には地元諏訪地域の住民に供給される電力となるのだから、大いに歓迎したい。無事に事業を立ち上げ、遂行してもらいたい。	
1-23	湧水への影響が心配だったが、除草剤を使わないで管理してもらえると安心できる。もし、効率的に除草できるテクニックをお持ちなら、農家にも共有してほしい。	効率的に維持管理する体制並びに手法を検討します。手法等情報については活用できるよう、公開を検討します。
1-24	近年はどんどん過疎化が進み、若者達は都市部に流出していく中で町を変える・盛り上げる何か取り組みが必要だと常々思っていた。税収と人口の低下もありいつか私たちの生きてきた地域や文化がなくなってしまうのではないかと凄く寂しかった。だが、今回の大規模ソーラーを皮切りに、様々な事に挑戦のできる革新的・寛容的な市政だと知らしめることで、太陽光だけでなく観光地や新しい都市開発の場として世間から目を向けられる第一歩となると強く確信している。もちろん今まで守ってきた自然も大事だが、今回の大規模太陽光発電は一定以上の森林を残し、環境と市政に配慮した設計・工事を最優先に考慮するとの事で、下手なゴルフ場開発等よりもよっぽど建設的に市政の活性化に繋がるのではないか。そして原発や火力発電よりも圧倒的に自然や人体にリスクや影響が少ないものであり、”自然との共生”を考えた上での地域の活性化としてはロールモデルと言えるため是非ともこれを利用しない手はない。これをやる事によって税収増加や経済効果が生まれるは火を見るよりも明らかだ。否定している方々は自分達の自己満足ではないのか？何もしない事がどれだけ罪なのかという事を自覚するべきだ。	地元住民、諏訪市、茅野市が本事業によるメリットを享受していただけるような仕組みが必要と考えています。たとえば建設工事や保守管理業務の発注に当たってはできる限り地元企業を採用し地域活性化を図るとの方針を持っています。他にも地域貢献につながる施策を検討し、本事業が地元住民、諏訪市、茅野市から歓迎される事業となるよう努力していきます。
1-25	P11・4 工事計画①工事計画概要で、工事車輛通行ルートとして県道 192 号(県道茅野停車場八子ヶ峰公園線：通称ピーナスライン)から茅野市道、県道 424 号(県道諏訪茅野線)諏訪市道を通り事業実施区域へ入るルートを計画しているが、P30・2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況として表 2-2-12(2)対象事業実施区域周辺の保育園幼稚園及び小中高等学校等に米沢小学校が記載されているが、児童の通学路と工事車輛通行ルートの一部が重なり交差する場所も複数あり、朝 8:00～日没まで工事車輛が通行するのであれば児童の安全を確保するためにどのような配慮をするのか記述がない。 又、P34 表 2-2-14 対象実施区域周辺の社会福祉施設、児童館及び図書館に老人福祉センター・塩壺の湯と温泉入浴施設の米沢温泉塩壺の湯の記載がないが、現実として同センターが工事車輛	ご指摘の施設については、準備書にて記載いたします。 また、工事車両通行ルートの安全対策は以下のような具体策を検討しています。 ・ 資機材運搬に伴う交通影響を極力及ぼさないように搬入時間帯、台数を検討する。 ・ 工事関係車両が集中しないよう走行の平準化に努める。特に通学児童が集中する時間帯の大型車両の通行は避ける。 ・ 工事用車両は、速度や積載量等の交通規制及び指定走行ルート、交通規制等を遵守するよう運転者に指導する。 ・ アイドリングストップ・エコドライブの励行するよう運転者に指導する。 ・ 道路の安全通行を確保するうえで要所となる箇所には、交通保安要員を配置する。 ・ 工事車両運転者への交通安全教育の実施と

No.	住民からの意見	事業者見解
1-25 続き	<p>通行ルートのすぐ近くに位置し、利用者の通行ルートと一部が重なる。</p> <p>又、北大塩の住民は徒歩で施設に通っている人も多い。両施設とも利用者は観光客も多く時には、バスで来ることもある。</p> <p>この様な施設が工事車両の通行ルートの目立つ場所にあるにもかかわらず、配慮の記述はもちろん名前すら記載されていない。</p> <p>結果として、工事車両の通行ルートとして茅野市側のルートに配慮されていない以上、工事車両通行ルートは中央自動車道の諏訪インターチェンジ(I・C)方向より、国道20号、県道424号(県道諏訪茅野線)、諏訪市道を通り事業実施区域に入るルートのみとするべきである。</p>	<p>交通安全の徹底及び工事車両点検を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全マップの作成と運転者への携行を徹底する(通行ルート上の交通安全注意事項、地域毎の制限速度の設定)。 ・過積載防止を遵守し積み荷点検を徹底する。 ・工事車両通行ルート上への注意喚起看板を設置する。 ・工事車両の番号及び連絡先を明示する。
1-26	<p>工事車両(工事が始まった際は北大塩から上っていくと聞きましたが、子供も多く住んでいる地域でもあり、私自身も散歩を子どもと一緒にしています。そのような生活道路に、何十台ものトラックが行き来するのはとても不安です。道路の傷みも早くなります。北大塩からではなく、上る時には諏訪側から上って行って頂きたいです。</p> <p>諏訪の方が賛成の方はたくさんいらっしゃるなら、そちらの道路を使って工事を進めていくのが「スジ」というものではないでしょうか。</p> <p>どうか北大塩の道路は使用しないでください。</p> <p>私たちが安心して生活していけるために、ご協力お願い致します。</p>	
1-27	<p>「工事関係車両の通行ルートは右図の2ルートを計画している。」ここでも工事用道路による環境破壊や防災上の問題への考慮がされていません。</p>	<p>工事関係車両が通行する2ルートは既存の道路であり、工事等の改変は行いません。車両の通行による騒音・振動の発生、自動車排気ガスによる大気質への影響については、予測評価結果から必要な項目について事後調査を実施し、工事期間中の環境影響の低減策の必要性を検討します。</p>
1-28	<p>工事期間中はもちろんのこと、今の計画である20年間の事業期間にわたって、責任をもって取り組んでほしい。また、20年の事業期間終了後についても、責任ある対応を求めます。</p>	<p>固定価格買取制度(FIT)の契約期間である20年経過後も発電事業は継続しますが、万が一の発電所の廃止に備え、原状回復の為の費用の積み立てを行います。</p>
1-29	<p>子ども達の未来が少しでも安全な世界になってほしいと思います。脱原発は「安全な世界」の一つであると思いますので今回の太陽光発電所は賛成です。</p> <p>発電所が出来てから施設の異常や、災害・侵入者を監視するシステムは整っているのでしょうか?有人で監視体制をつくり、子ども達や侵入者が簡単に入れないようにしてほしいと思います。</p> <p>事件、事故がなく、且つ自然エネルギーの有効利用ができるような発電所を期待します。</p>	<p>調整池に水位計、監視カメラ、雨量計を設置し、定期的に確認を行います。雨量計や水位計の値から豪雨災害の予兆を見出した場合は、速やかに関係市役所防災対策課にご連絡いたします。検知情報をどのように県及び市のネットワークに組み込んでいくかは、県及び市にご協力いただきながら協議していきたくと考えています。</p>
1-30	<p>維持管理について</p> <p>方法書の説明には、「本事業においては、維持管理等に農薬、除草剤は使用しない計画であるため、影響要因のうち、「存在・供用による影響」</p>	<p>対象事業実施区域内の除草は、除草剤を用いず、手作業での除草を計画しています。</p> <p>除草を実施する面積は、太陽光発電施設面積の約88.6haです。このうち、急斜面地、太陽光パ</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-30 続き	<p>の「農薬使用」は選定していない。」と記載されている。維持管理について、2月15日に茅野市で開催された説明会では、「4月から11月の平日毎日5人から10人で草刈り作業に従事するため除草剤などは使用せずに維持管理が可能」との説明でした。しかし、これは草刈り作業の経験が全くない人が作成した机上の計画です。草は順番に生えてくるわけではありません。草の成長に合わせて年に4回ほど、太陽光発電パネルを設置する95haの敷地内を、ほぼ同時期に草刈り作業を開始し速やかに作業を終了する必要があります。草刈り作業に時間を要し適期を逃すと、その間に草は成長し作業量は倍増します。計画通り除草剤などを使わないで広大な敷地を管理するには、年に数回、数百人体制での作業が必要です。従って維持管理に必要な作業量の算出が適正であるか、本当に除草剤などを使わないで管理できる実効性のある計画であるか否かについて再検討を行う必要がある。なお、検討の結果によっては、「存在・供用による影響」に「農薬使用」を選定した上で、重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>ネル下、及び太陽光パネル間等の狭い場所は、肩掛け除草機による除草を、それ以外の場所については乗用型除草機による除草を実施いたします。本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、年間2～3回（他の発電所での実績により年2回の実施を現時点の計画としますが、事業用地はもともと山林であり、雑草等の生育が早い可能性もあるため、状況に応じて3回の実施を検討いたします）の除草作業を実施することを計画しておりますが、一度の除草作業につき、除草から集積、搬出までの作業で合計約546人工が必要となる想定です。</p> <p>546人工の内訳は、除草作業に計218人工、集草、石拾い等付帯作業に計328人工となります。</p> <p>一度の除草作業につき44t程度の除草がされるものと想定いたしますが、このうち、急斜面地等の降雨による流出が考えられる場所については集草を実施します。集草は、全体の約30%（14t）を対象として実施し、収集した草木は収集業者に委託し場外への搬出と処理を行います。</p> <p>また、発電所には管理を行う主任技術者を選任し、この主任技術者の指導のもと定期点検を実施し、必要箇所については修繕、機器交換を実施いたします。</p>
1-31	<p>ソーラーを作ってはみたがその管理は本当に大丈夫なのでしょう？老朽化した時や雑草等の処理など。</p>	<p>調整池に水位計、監視カメラ、雨量計を設置し、定期的に確認を行います。雨量計や水位計の値から豪雨災害の予兆を見出した場合は、速やかに関係市役所防災対策課にご連絡いたします。検知情報をどのように県及び市のネットワークに組み込んでいくかは、県及び市にご協力いただきながら協議していきたく考えています。</p> <p>対象事業実施区域内の除草は、除草剤を用いず、手作業での除草を計画しています。</p> <p>除草を実施する面積は、太陽光発電施設面積の約88.6haです。このうち、急斜面地、太陽光パネル下、及び太陽光パネル間等の狭い場所は、肩掛け除草機による除草を、それ以外の場所については乗用型除草機による除草を実施いたします。また、除草した草木は雨天時の流出を防ぐため、必要に応じ集草をし、収集した草木は収集業者に委託し場外への搬出と処理を行います。</p> <p>また、本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、年間2～3回の除草作業を実施することを計画しておりますが、一度の除草作業につき、除草から集積、搬出までの作業で合計約516人工が必要となる想定です。</p> <p>516人工の内訳は、除草作業に計203人工、集草、石拾い等付帯作業に計313人工となります。</p> <p>また、除草作業は本件発電所の運転開始前に、上記除草剤を使用しない除草を長期にわたり行うことを前提としてメンテナンス会社と契約を</p>
1-32	<p>メンテナンスについて</p> <p>上流でのトラブルは、直ぐに対応できないと危険が大きい。どのような想定と対処が用意されているのか、説明をお願いしたい。日ごろの管理体制も心配になります。</p> <p>草刈りに除草剤が絶対使われない保証は？シルバーは夏季であれば1ヶ月待ちで断られた経験があるし、継続的な作業は難しいと考えられます。どのような会社に依頼できるのか、20年間違わず手作業をして頂ける具体的な方法を提示して頂きたいです。除草剤の使用がもしあった場合、下流の稲作や湧水に影響があり問題だと考えます。</p>	<p>調整池に水位計、監視カメラ、雨量計を設置し、定期的に確認を行います。雨量計や水位計の値から豪雨災害の予兆を見出した場合は、速やかに関係市役所防災対策課にご連絡いたします。検知情報をどのように県及び市のネットワークに組み込んでいくかは、県及び市にご協力いただきながら協議していきたく考えています。</p> <p>対象事業実施区域内の除草は、除草剤を用いず、手作業での除草を計画しています。</p> <p>除草を実施する面積は、太陽光発電施設面積の約88.6haです。このうち、急斜面地、太陽光パネル下、及び太陽光パネル間等の狭い場所は、肩掛け除草機による除草を、それ以外の場所については乗用型除草機による除草を実施いたします。また、除草した草木は雨天時の流出を防ぐため、必要に応じ集草をし、収集した草木は収集業者に委託し場外への搬出と処理を行います。</p> <p>また、本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、年間2～3回の除草作業を実施することを計画しておりますが、一度の除草作業につき、除草から集積、搬出までの作業で合計約516人工が必要となる想定です。</p> <p>516人工の内訳は、除草作業に計203人工、集草、石拾い等付帯作業に計313人工となります。</p> <p>また、除草作業は本件発電所の運転開始前に、上記除草剤を使用しない除草を長期にわたり行うことを前提としてメンテナンス会社と契約を</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-32 続き		<p>結び行います。</p> <p>メンテナンス会社の発注先の選定に当たって、地元雇用の創出の為、諏訪市、茅野市を中心とした地元企業を優先し発注させていただく事を検討しております。</p>
1-33	<p>除草剤について（除草剤以外の化学薬品使用について）</p> <p>除草剤は使用しないとの約束は必ず守ってください。害虫駆除のついてはどのような対策をしますか？</p>	<p>農薬、除草剤は使用する予定はありません。また害虫駆除の実施も予定しておりません。</p>
1-34	<p>ソーラーパネルの近辺に生える雑草等には除草剤を使用するのでしょうか？大量となりますでしょうか？上記と同じく土壌への影響が気になります。</p>	
1-35	<p>今年1月下旬、長野県のいくつかの地域で「雨氷」の被害があり、復旧まで時間を要しました。又夏の落雷等の停電等が発生すると中部電力ですぐに鉄塔に登って対処してくれます。大きな構造物の電線等のメンテナンスは何処がやるのでしょうか？冬季の作業は、この地域の気象条件から手がつかない可能性があります。放置される心配はないのでしょうか？夏、火事等に発展する危険はないのでしょうか？</p>	<p>本件発電所へと続く配電線および鉄塔のメンテナンスは他の系統と同様に中部電力(株)により管理が行われます。また、本件発電所には専任の主任技術者が配置されるとともに発電所の状況は遠隔監視装置によって常時監視が可能となります。障害、災害等の発生時には主任技術者を中心とし、早期対応、復旧をいたします。</p> <p>太陽光パネルが火災を発生する原因として考えられるのは、パネルの内部抵抗の異常、外的な要因による絶縁性の低下がありますが、これらは遠隔監視によりその予兆を監視可能です。また、日常的なメンテナンスを行い、火災の要因となる問題があれば早期に対処していきます。</p>
1-36	<p>調整池の浚渫の計画はどの様になっているのですか？</p>	<p>現在の調整池設計における堆砂容量および流入が想定される土砂流入量により、工事期間中、および竣工後について、下記の頻度に従い浚渫作業を実施いたします。</p> <p>工事期間中：4か月ごと及び土砂堆積量の監視により必要と認められた場合</p> <p>供用後：工事完了3年以内及び土砂堆積量の監視により必要と認められた場合に実施</p> <p>浚渫した土砂は、できる限り場内処理を図りますが、周辺への影響が懸念される場合には場外搬出を行います。</p>
1-37	<p>除雪について</p> <p>諏訪地方が全体としては太平洋型気象範囲にある中で、霧ヶ峰高原とその辺縁部は標高が高く、霧の発生率も高いことなどから擬似日本海型気象とも呼ばれ積雪量が非常に多いところである。昨年の2月末で当該開発地の南面の積雪は1メートル)除雪を行うとすれば、パネル設置面積が広大なことから除雪量は膨大なものとなる。この大量の除雪を河川敷及びその斜面に捨てることは、雪解けを大幅に遅らせることとなり、高冷地で植物の生長期間が極めて短い環境下においては、その自然に大きな負荷を与える。他の自社所有地へ雪捨て場を設ける場合も同様な結果を</p>	<p>現在管理用道路を除雪対象として考えており、除雪した雪は、発電所内での処理とすることを考えております。</p> <p>また積雪量や雪質によっては太陽光パネル上に雪が残る可能性もありますが、太陽光パネル設置用架台は本件発電所の気候条件に合わせて設計し、積雪により架台が破損する事のない設計といたします。</p> <p>除雪した雪は、開発したエリアに置く事を予定しておりますので、今回準備書内で想定している以上の植生の変化が、除雪により生じることは無いと考えます。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-37 続き	<p>招く。雪捨て場は標高の低いほかの場所に求めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社所有地に雪捨て場を設ける場合は、雪解けから植物の生育期間が今までの自然状態とどう変わるのか。 ・ 生育期間の短縮による植生他に与える影響の調査。 	
1-38	<p>ソーラーは何年間そのまま使用可能なのでしょう？その表面を清（洗）浄するために使う液体なのかわかりませんが、生態系への影響について調査して下さい。春夏秋冬と季節の繰り返しを最低でも三年以上は土壌の沈み込みによっての水の事を考えますと、必要かと要望します。目に見えることではありませんから。</p>	<p>日本国内でも 30 年以上安定稼働している太陽光発電所がありますので、30 年以上前の技術と現在の技術を比べれば、少なくとも 30 年以上は使用可能と考えています。太陽光パネルの洗浄において、溶剤、研磨剤及び洗剤は使用せず、純水（現場生成）と精密洗浄ブラシによる機械式洗浄を行います。</p>
1-39	<p>盛土区域について 事業計画予定地は土石流危険渓流に指定されている区域内である。盛土区域は大雨の際に崩れて土砂の供給源となる可能性がある。それなのに、河川上に盛土区域が計画されており大変危険である。また、河川は公共的な財産であり、事業者の都合により暗渠などに大きく改変することは許されない。従って、事業によって発生する土砂は盛土ではなく、すべて事業計画予定外へ持ち出して処理する必要がある。その上で、土砂の搬出に伴う影響について重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>頂きましたご意見を鑑み、従来予定しておりました計画地内での盛土計画は本計画をより安全性の高い計画とするため、変更いたします。 調整池等の設置の為発生する切土については、近隣地の平坦地への運び出しをする事を予定し、この計画は今回比較した複数案のなかで環境負荷としても最も影響が低い計画と考えます。</p>
1-40	<p>盛り土をすとの事ですが、後の被害の想定はされていますか？ 盛り土がけっして安全とは思いません。 なにをもって安全というのでしょうか？</p>	
1-41	<p>盛土の計画がありますが、量が大型 10 tトラックで5万台ということですが、運搬の期間と1日の交通量としては、何台になるのか教えて下さい。私はAルート上に住んでいます。どこから土を運んでくるのか知りませんが、Aルートは通学路でもあり、大清水という湧水が沿線にあることや、粉じんなどの田畑への影響が懸念されるため、Bルートを使用ということを明記してもらいたい。 以前、説明会では 10 tトラックは B ルート、25 tトラックは A ルートということでした。資料はあります。</p>	<p>方法書の手続きにおける長野県環境影響評価技術委員会では、調整池及び管理道路の掘削及び切土により発生する土を外部に搬出した場合大型 10 t ダンプトラックで約 5 万台の量になると説明しています。 なお、現計画において盛土の計画は変更され、調整池工事の為に掘削し発生した土は発電所近隣への搬出を計画しております。 また、茅野市内を通る A ルートの工事用車両の通行は、一日最大 5 往復を計画しております。工事期間は、3 年半を計画しており、現計画においても土の外部からの搬入は計画しておりません</p>
1-42	<p>盛り土について 山の中の川を暗渠にすること自体に反対します。山の川には、そこで棲息する生き物がいます、都会の下水ではありません。また、大雨が降ると、山の川は一変します。暗渠にしたら、流量が決まってしまう。そしてその上に、24 万㎡の残土で盛り土を造るということは、危険極まりないことです。自然の営みを無視した工事に驚くばかりです。</p>	<p>頂きましたご意見を鑑み、従来予定しておりました計画地内での盛土計画は本計画をより安全性の高い計画とするため、変更いたします。 調整池等の設置の為発生する掘削土については、近隣地の平坦地への運び出しをする事を予定しており、この計画は今回比較した複数案のなかで環境負荷としても最も影響が低い計画と考えます。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-42 続き	<p>盛り土を造る必要性が理解できず、盛り土の目的を、事業担当者に電話でお伺いした所、「切土の残土を外部に持ち出さないため」それだけが、目的とのお答えでした。</p> <p>これは、効率、工事費削減のみが優先され、自然の生態系を無視した上に、新たな土石流の危険性を自ら造ってしまう乱暴な計画です。</p>	
1-43	<p>概要 17 ページ「工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り・・・」とありますが、作業の効率化は、だいたい環境負荷を増大させます。小型重機を使用し、人手をかけることで、植栽の踏み荒らしや小動物の犠牲を防げます。効率を上げるために大型重機を使用すると、その分、地面の踏み荒らしはひどくなり、騒音もひどく、営巣している鳥にも脅威を与えます。作業効率、経費削減ばかり優先する事業は、往々にして大災害の元になります。</p> <p>(提言) →作業効率よりも、環境保全重視でお願いできないでしょうか？</p>	<p>ご指摘事項を踏まえ施工業者と環境保全に配慮した工事計画を検討していきます。</p>
1-44	<p>調整池の容量が小さいのではないかと。調整池は小さいのを多数、川筋以外の場所に造るべきではないかと。</p> <p>【理由】横河川は一級河川であり、その川筋に調整池を造るのは、河道内遊水地といえるのではないかと。許可が出るかの問題もある。</p>	<p>長野県の森林法の技術基準に則り関係機関の指導を受けながら協議を行い計画に反映したいと考えております。</p>
1-45	<p>100ha をこえる広大な林地開発では、当該土地の持つ保水力は大幅に低下する。保水力の低下は出水量の増加に連動する。大幅な出水増は横河川に洪水の負荷を与える。そのために開発地にはその予防のために調整池の設置が義務付けられている。しかし開発調整池は 1/50 確率降雨を想定した規模となっており、これは数十年前の規定であり、現在の異常気象下では妥当性を欠く。100 年確率降雨、時間 100mm を超す局地的ゲリラ豪雨、複数ピークを持つ長雨に対応する基準でなくてはならない。この条件化で次のような調査を要求する。</p> <p>調整池の容量の不足によって、開発後横河川への出水が増えるようなことになれば、上川総合治水ならびに諏訪湖治水計画も根底から策定しなおさなくてはならなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発前の現在の開発地の保水力調査と横河川への出水量(基本高水)調査。 ・ 開発後の当該土地の保水力はどのくらい低下するのかの調査。 ・ 開発後の出水量はどのくらいになるのかの調査。 ・ 横河川に、いささかの増水負荷もかけない調整池容量となっているのかどうかの検証。 ・ 開発調整池を一級河川である横河川河川敷に作るというのは前代未聞の計画ではないか。調整池建設による構造物、またその湛水区域の植生は壊滅する可能性が大きい。この 	<p>長野県の技術基準では、過去の気象統計データを基に降雨強度式などの基準を算定、かつ改正を行いながら指導されています(防災調整池算定の降雨強度式は平成 27 年に 1/30 から 1/50 確率に改正されました)。</p> <p>防災計画については、周辺地域の過去の災害情報も検討課題とし、河川管理者の同意協議により計画を行います。正式な詳細設計に対する協議については、今後の環境影響評価に対する調査取りまとめ以降に行われます。</p> <p>保水力については、調整池の設計の中で、保水力の低下による影響を考慮した容量を検討しています。</p> <p>現在計画中の防災調整池設置位置は、現況河川の地形となっていますが、底地に関しては公共的な官地ではなく民地となっております。雨水抑制施設は雨水流域の最下流に建設するのが一般的で且つ開発区域内となっている為、本計画場所を選定しました。河川水量の変化や調整池の設置に当たっての植生等への影響については、準備書に記載しました。今後、関係機関と協議することにより、技術的な指導内容を計画に反映したいと考えております。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-45 続き	<p>場合失われる植生を予測する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記計画による出水、湛水、放流後ダメージを受ける河川敷及び両岸斜面の補修、植生回復をどうするのか、その予測、計画をたてること。 ・ 河川敷内への調整池設置は、河川流域の環境保全を謳った「上川総合治水計画」の反するばかりか、公共の場所を一私企業がその利潤追求のために使うことであり、許されるものではないと思うが、調整池をそのような場所に設定した論理的根拠を明らかにして欲しい。 ・ 調整池の建設場所は、現計画の横河川河川敷内ではなく、自社開発敷地内で河川にいささかの影響も及ぼさないところとすべきである。 	
1-46	<p>1 事業計画 1-3 基本方針のところ 「開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生や水質の汚染等により被害を与えた場合は誠意を持って対応します。」とありますが、パネル設置面積 95ha と広大な面積を必要としています。用地確保のために森林立ち木を何本伐らなくてはならないのか書かれていません。</p>	<p>事業により伐採する森林の状況については、現地調査の結果を準備書に記載しました。伐採する具体的な本数は、樹林（アカマツ、カラマツ、広葉樹）の平均密度と面積との関係で推定すると、約 74,500 本となります。</p>
1-47	<p>1-6 土地利用計画 「盛土法面は可能な限り緑化し、防災設備として調整池を4か所設置する。」とありますが、調整池の体積、流出土砂量、総雨量、流出水量、伐採による流出計数の変化など肝心の数字がないのは、施工のための根拠が全く語られていないのは、防災に関する知識がないことを示しています。</p>	<p>防災調整池については、森林法の技術基準に則り長野県の関係機関の指導を受けながら協議を行い計画に反映したいと考えております。</p>
1-48	<p>方法書 P.8 2、主要施設の概要 ①施設配置 7行目「送電線への接続を行う」 ↑どのような経路で中部電力(株)まで行くのか、送電線の地図を示してほしい。 電線の増える地域住民への説明は？</p>	<p>送電線は中部電力(株)によって設計・施工が為されますので当社より地図等情報をお伝えすることはできません。 中部電力(株)に確認しております策定中の現状計画においては諏訪市角間新田東方の山間部にあります「77kV 諏訪茅野線」より 850m 程度の送電工事を行い発電所内へ配電がされる計画です。なお計画上の送電経路上は全てが非住宅地と認識しています。</p>
1-49	<p>方法書 p.14 イ.伐採工事 チップ材の敷均固定化がどれくらいなのか？ 冬の状態、雨の状態、風の状態、くさり等、どのような効果があるのか明確にしてほしい。</p>	<p>方法書段階において計画しておりました伐採木のチップ化敷均しは、計画を変更いたしました。伐採した樹木は可能な限り有価財として売却し資源の有効利用に努めます。</p>
1-50	<p>この地域では農作物への鳥獣被害が問題となっております。事業計画概要においては設置されるフェンスの位置などがわかりません。どのように設置され、それによりどのような影響があるのかについてもご検討いただきたいと思っております。</p>	<p>フェンスは事業実施区域の境界に設置する予定です。ニホンジカ等の生息が確認されているため、それらによる農作物の獣害の問題を考慮したフェンスの設置計画を準備書に記載しました。</p>
1-51	<p>何らかの理由で、例えば 20 年後に貴社がソー</p>	<p>太陽光発電事業は、永続的に実施する予定であ</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
1-51 続き	ラー事業から撤退した場合、パネルを撤去して環境を現在の通り復元するのに必要な時間と費用について環境影響評価を行うべきである。	りますが、事業が継続できなくなった場合の対処として、事業実施期間中に原状回復に要する費用の積み立てを予定しております。
1-52	貴社が、事業を廃止した際の機材撤去などの経費は準備されているのでしょうか。 以上、よろしくご配慮ください。	原状復帰は、発電事業終了後に太陽光パネル等を撤去した後、地域性樹種を用いて植樹し、山林機能の回復を図り、この原状回復期間中も供用中と同様、防災施設の維持管理を行うとともに、必要に合わせ林地の間伐、下刈りを行います。 管理を実施する期間および原状回復後の防災施設の処置は、当局と協議し原状回復したと認められた後に防災施設に必要な措置を講じますが、現在対象事業実施区域内に多くみられるカラマツ、アカマツの成長速度を参考とし、植樹した樹木が雑草よりも高く生育すると考えられる期間を管理の必要期間として計画をいたします。
1-53	もし不幸にして貴社が倒産した場合、設置された施設はどのように処理されるのか、その際の責任は誰が負うのか、社長の個人補償を求めます。	本事業における資金調達については、いわゆるプロジェクトファイナンス（Project Finance）の手法を活用する予定です。一般的にプロジェクトファイナンスでは、特定の事業の遂行だけを目的とする会社（「特別目的会社」と言います。）を設立し、当該特別目的会社が、事業から発生する収益と事業が有する資産のみを返済原資および担保として資金調達を行うとともに、事業の実施主体であるスポンサーが倒産した場合でも事業の遂行に影響が及ばないような仕組みを構築します。本事業についても、仮に当社が倒産した場合でも、事業の遂行に影響が及ばないような仕組みを構築する予定です。
1-54	貴社は生涯にわたって、ソーラーパネルを見届け続けていかれるという保証はあるのでしょうか？	また、仮に当社が倒産により破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始または特別清算開始の申立てがされた場合、事業用地を現地権者に譲渡する事を検討しております。
1-55	最終的に会社がうまくゆかなかった時のあとしまつの事まで考えに入っていますか？？	本計画では万一の有事に備え太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。 ・ 水が汚染され身体障害が発生した場合 ・ 騒音が発生し身体障害が発生した場合 ・ 工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合 ・ 設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また床上浸水の被害を与えた場合
1-56	Loop 社の経営状況はいかがですか。 問題が生じた際の保障および積立金はどうなっているのか？	系統の停電時には送電はできませんが、災害時に利用できる独立キットを備えておくなど、発電所の運営のみならず、多方面からの地域貢献を検討していきます。
1-57	原発事故は震災から 5 年経っても何も解決できないどころか、未だに地域住民を苦しめ続けています。自然破壊をしたまま、元の生活をしたいという人々の希望を裏切り続けています。原発に依存しない、新たな電源を造っていくしかありません。そのためには自然再生エネルギーによる発電システムの大量導入が必要です。四賀のソーラー事業は、たとえ大震災があったとしても住民を住み慣れた土地から追い出すことはなく、むしろ	

No.	住民からの意見	事業者見解
1-57 続き	震災時の非常電源として大いに役立つことでしょう。ぜひ完成させていただきたいと思います。	
1-58	災害時等の非常用電源になるので地域に必要だと思う。もしもの時に頼りになるので安心できる。	

2. 地域概況

No.	住民からの意見	事業者見解
2-01	<p>砂防指定地について 対象事業実施区域及びその周辺における砂防指定地の指定状況について、周辺地域には砂防指定地が 12 箇所存在するが、対象実施区域には砂防指定地は存在しない。</p> <p>対象実施区域の周辺は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているが対象実施区域は指定されていない。と記述されているが、土砂災害警戒区域の指定状況の図 2-2-14 に示されている。周辺の砂防指定地及び土砂災害警戒区域は対象事業実施区域内を流れる横河川の下流部に砂防指定地及び土砂災害警戒区域(土石流)が存在していると記述すべきである。土石流発生メカニズムは、川の上流部で土砂が雨水によって流され泥流となり川を流れることにより発生する。</p> <p>雨水と土砂が混ざり泥流となる事で比重が水の時より大きくなり河床等の岩石に浮力を与えることで土石流となって下流へ押し流すので下流に土石流の被害が発生する。</p> <p>土砂災害警戒区域は被害を受けた区域で土石流の発生原因は上流で発生した泥流である。過去に土石流の発生した横河川の上流部を 24 万m^3の土砂で埋め立てることが可能なのか。盛り土が流れ出ないように C 調整池と盛り土の間に高さ 10m 以上の砂防堰堤を作るか、盛り土を搬出とするか、検討する必要がある。</p>	<p>ご指摘の内容については再度確認し、正しい内容を準備書に記載いたしました。</p> <p>防災計画については、盛土計画、仮設計画、排水計画、施工計画等の安全面や土石流対策を重要課題として、森林法の技術基準に則り、関係機関の指導を受け協議を行い計画に反映したいと考えております。</p> <p>盛土計画については、より安心をいただける設備とする為、今回皆様より頂きましたご意見を鑑み計画の変更をさせていただきました。</p>
2-02	<p>p. 81～82 の気象観測データについて、諏訪測候所気象観測所(標高 760m)の資料の他に霧ヶ峰八島ヶ原気象観測所(標高 1630m)の資料が使われたらと思います。工事現場に近く今後も使用でき、発電所の維持管理にも役立つ気象観測所と思います。</p>	<p>ご指摘の気象観測所データについて把握し、準備書へ反映させました。</p> <p>また、対象事業実施区域近傍の諏訪市霧ヶ峰農場観測所のデータも把握しました。</p>
2-03	<p>茅野市側の近隣の触れ合いの場として、吉田山市民の森と永明寺山公園が記載されていないようでしたので、加えていただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘の箇所を追加しました。</p>

3. 予測・評価全般

No.	住民からの意見	事業者見解
3-01	<p>環境への悪影響を心配していますが、きちんと環境影響評価を行って頂けるようなので、今は一定の安心感を持っています。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、長野県環境影響評価条例、長野県環境影響評価条例施行規則、その他関連法令等に基づき適切に実施します。事業の実</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
3-01 続き	<p>調査の結果を反映し、環境への影響が極力ないような計画とすること。</p> <p>今後の管理を責任持って対応いただくこと。</p> <p>この2点を守っていただけるのであれば、太陽光発電所の設置に反対する理由はないと思います。</p>	<p>施による環境への影響については、工事の施行中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を回避・低減するよう努めます。</p> <p>技術的な内容については、長野県環境影響評価技術マニュアルを基本としながら、本事業の特性並びに事業実施対象区域の特性を鑑み、類似事例等を参考にしつつ検討しています。</p> <p>また稼働後の維持管理についても、計画的かつ確実に実施します。</p>
3-02	<p>太陽光発電所は原子力発電所・水力発電所に比較して、開発・設置時とその後の運転時における環境への影響がもっとも少ない発電所だと思います。</p> <p>資源を使わず大規模発電していくことは、環境を破壊せず、長い眼でみて、子孫のため、社会のためになると思います。開発・設置時の造成等による環境への影響をしっかりと調査し、確認して問題がなければ、大賛成です。</p>	
3-03	<p>3. 科学的根拠だけでなく、経験則に基づいた方法で、判断をしていただきたいです。</p> <p>技術委員会の構成員の方々は、科学的な根拠に基づいて判断されることになると存じますが、これまで、科学的に「絶対に大丈夫」と判断されたことで、そうでなかったことが沢山あります。</p> <p>廃棄物最終処分場のゴムのシートは絶対漏れないということで、建設された後に、汚染水や有害物質が漏れ出たと報道されています。(例えば、山梨県明野の処分場など)</p> <p>原発にしても、「絶対安全」と言われたものが、福島原発の事故での放射能の漏出で、いまだに多くの人々が苦難を強いられています。</p> <p>こういう間違いが起きないように、技術だけを過信しないような調査方法をとって欲しいです。</p> <p>全国の実例を見て欲しいと思います。</p> <p>具体的にどうするかまでは、提案が難しいですが、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>普通に考えると、水源の上の森林を切って「絶対影響がない」などとは言えないと思います。</p> <p>しかし、今回は方法書への住民意見ですので、上記のようなことで提出させていただきます。</p> <p>どうぞよろしく願い申し上げます。</p>	
3-04	<p>予測・評価について: 評価の選択肢としては「計画に中止」はないとのことですが、環境影響評価の趣旨からすると最初から「計画の中止」を選択肢として排除しておくのは問題ではないでしょうか。今回のアセスメントがこの種のアセスメントとして初めてのケースであるだけに再度ご検討くだされば幸いです。</p>	<p>現在の環境アセスメントの法制度では、事業計画の複数案検討については、配慮書手続きで実施することとされており、長野県の条例でもこれに準じた改訂が検討されているとお聞きしています。ただし、現在の法制度においては事業の中止という選択肢は想定されておりません。</p>
3-05	<p>基本的な姿勢について</p> <p>これだけ大規模な開発行為にも関わらず、環境影響評価の項目に重点化項目が一つもない。これは環境に対する事業者の基本的な姿勢とも関係するが、少なくとも、住民説明会などで出された意見など、住民が不安を抱いている項目については重点化項目に指定して、丁寧な調査をする必要がある。</p>	<p>環境影響評価項目については、長野県環境影響評価技術マニュアルを基本としつつ、本事業の特性並びに事業実施対象区域の特性を鑑み設定しました。いただいた意見に基づいた行政の指導により、項目等の見直しを行っています。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
3-06	<p>事後調査報告書について 除草対策など維持管理についても、その対策次第によっては、環境への影響が懸念される。従って、供用後の事後調査及び事後調査報告は事業が継続している間は毎年行う必要がある。</p>	<p>事後調査計画については、準備書及び評価書に記載いたします。これまでの事例では、3～5年間の事後調査を実施する例が多いですが、行政の指導を受けながら計画を検討して参ります。</p>
3-07	<p>この地域の自然環境や景観に魅了されて他地区から移住して来られた方等の住民説明会における意見にもありましたが、この開発による災害危険度の増加、地域環境、景観の変化などにより、地域イメージの低下および風評が心配されます。このようなイメージ低下の住環境、農業、観光面等への影響等の調査も必要かと思われまます。また、私たち住民は今後豪雨の際には災害を心配しながら暮らさなくてはなりません。住民に対するこのような心理的負担の影響についても検討できないでしょうか。</p>	<p>地域イメージに対しては、環境影響評価で取り扱うことはできませんが、景観の変化については準備書内に予測評価結果を記載させていただきます。また、防災に対しては設計上行政の指導を受けながら、必要な長野県の技術基準に則っており、今後も設計を進める中で、引き続きこれらの指導を受けながらすすめてまいります。</p>
3-08	<p>パネル等の金属が熱せられることや稼働することにより発生する臭気（悪臭）の調査を広域にわたり調査してください。</p>	<p>太陽光発電による悪臭の発生は想定していませんが、今後も他事例の状況を把握し、情報収集に努めます。</p>
3-09	<p>今回の計画を聞き、まず頭をよぎったことは、環境悪化への不安です。 ソーラーパネル設置予定地は、米沢地域のみならず、広範囲地域への供給水の水源地です。そこに大量の盛り土をする土が必要になると、その土の質が重要になります。絶対の安心が得られるのでしょうか。現に最近のニュースで、産廃が底部に使われていたというニュースがありました。 また今後長期間にわたって、風水害の心配はないと言いきれるものなのでしょうか。現在の科学技術の段階では完全な予測は不可能であることが、昨今の各地での災害により、何よりも明確に示されていると思われまます。 昔、明治生まれの祖父が、ここの地域の名である「くぼ」は今では久保と書かれるけれど、本当は窪地を意味する言葉なんだよと、ことあるごとに言っていたことを思い出します。だから、水には注意しなくてはいけないよ、とも。 こうした想定外への対処は充分でしょうか。さらに、発電事業終結までの環境保全・管理、終結後の環境回復などにもあり得る想定外への出来事への対処も大丈夫でしょうか。</p>	<p>本事業は長期運用のため適切なメンテナンスを計画していきますが、交換・処分が必要となった太陽光パネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。（参考：http://www.env.go.jp/press/102330.html） 具体的には、当社自社発電所や海外事業等での再使用を検討し、再使用出来ないものは有価財としてリサイクル業者に販売する再生利用を検討します。 当社では平成29.5末時点で約65万枚の太陽光パネルを出荷し、6年間で約800枚の太陽光パネルを交換（外的要因・故障含む）しておりますが、これまでも再使用可能なものは自社保有発電所等で再使用し、再使用出来ないものは、有価財としてリサイクル業者に販売しており、平成29年7月末時点までに当社が行ったパネル処理の中で産業廃棄物として処理した実績はありません。 環境影響評価に真摯に取り組むことで、再生可能エネルギーの普及と環境保全の両立を目指していきたいと考えています。</p>
3-10	<p>触れあい活動の場について 本事業における方法書では、「触れあい活動の場」の評価項目がないが、人気の観光地への通路であるほか、当会施設の利用実態、別荘地の発展など、将来的な動向も踏まえた広範囲な調査が必要である。 さらに、環境影響評価手法における水質は、有害物質のみの評価であった。しかし、「おいしい水」と言われる成分や効用は、時として人と人、人と自然との関わりを育む、文化的要素を持ってい</p>	<p>ご指摘の通り、湧水は人と自然のふれあい活動の場として重要であることから、準備書等に該当箇所を反映させました。また、国定公園内の利用拠点等も検討対象としました。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
3-10 続き	る。故に河川、湧水の水質・水量の保全は、極めて重要である。	
3-11	<p>人と自然との豊かなふれあいに関する評価は、地域の人々が重要と考える自然・社会環境への影響についても評価すること。</p> <p>人と自然との豊かなふれあいに関する評価は、視覚的に捉えられる景観とレクリエーションとしてのふれあいの場の評価しかなくない。本来の人と自然との豊かなふれあいには、地域の人々が重要と考える自然・社会環境への影響を評価することが重要である。</p> <p>この地方では、農業用水保全運動を先駆とし、日本の自然保護運動発祥の一つであるビーナスライン反対運動はじめ霧ヶ峰高原周辺にいくたびか計画されてきた大規模開発事業に対し住民自身が自然保護運動を展開し、開発計画を最小限に食い止めてきた現代史をもつ。</p> <p>それらの目的は、水源地保全、土砂災害抑制、諏訪の文化的アイデンティティの守護など、諏訪地域住民にとって重要な上流域の自然環境を保護し、居住域の安全と精神的文化を守ることにある。こうした地域性、住民の価値観を重視する必要がある。</p>	ご指摘のような観点からも評価するよう配慮いたします。

4. 大気質

No.	住民からの意見	事業者見解
4-01	パネルの設置による周辺の気温の変化や上昇気流の発生が天候に及ぼす影響について環境影響評価を行うべきである。	周辺気温への影響について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の実証研究等の文献調査を実施しました。文献において太陽光パネル設置による気温の変化は認められず、また弊社の太陽光発電所設置事例においてもこれまで、気温上昇したというような話は聞いておらず、影響は極めてわずかであると考えます。
4-02	<p>太陽光発電パネル設置による気温の変化</p> <p>パネル設置によって、パネルに当たる太陽エネルギー(光エネルギー)の多くが熱になると考えられる。31万枚余のパネルを張ることで、現在と比べてどのような熱変化(気温の変化)が生じると想定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、その影響を抑えるため、どのような対策を考えているか。 ・パネルを設置することで気温の上昇があれば上昇気流が大きくなり、雲の発生とそれに伴う降水の可能性が増すと考える考えはあるか。そのことによる生態系への影響について考えて欲しい。 	
4-03	<p>環境影響の評価項目に森林皆伐によるヒートアイランド効果の評価を加える。</p> <p>現在森林である地域を皆伐して裸地を創出することは、人工的にヒートアイランドを創出することになる。熱は、高い方から低い方へ伝播するため、皆伐地の周囲の森林は当然その影響を受けることになり、微気候条件が変化することになる。この影響により、コケ・地衣類などの組成に変化が生じることが予測できることから、その影響を評価する必要がある。</p>	
4-04	建設予定地の気象	

No.	住民からの意見	事業者見解
4-04 続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪湖と 1,000m もの標高差のある山岳地帯である霧ヶ峰の気象、とりわけ降水量(月別)のデータが必要。 ・ 最近のゲリラ豪雨時に建設予定地付近の時間当たり(予想)降水量。 ・ 最近のゲリラ豪雨時に横河川水系の様々な地点での(予想)流量変化。 ・ 建設予定地の積雪調査 ・ 建設予定地の月別日照時間(建設前後の推測) 	<p>いて通年の連続観測を実施しました。 気象調査として、以下のような項目を調査しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量 ・ 気温・湿度 ・ 風向、風速 ・ 積雪の状況 ・ 日射の状況
4-05	<p>沢沿いに降下する空気への影響について 霧ヶ峰など標高の高い山から沢沿いに降下する空気は、一定の湿度と冷たさを保ちながら下流の地域へ届けられている。この冷たく湿った空気によって下流の地域では朝晩の気温が下がり、昼間との寒暖の差が増大している。朝晩の寒暖の差は、果菜類など農作物の味を良くし、糖度を増す効果がある。伐採による樹木の減少や、太陽光により暖められた発電パネルからの発熱によって、沢沿いに降下する空気に乱れた生じた場合には、下流の地域において寒暖の差が少なくなり作物への影響が懸念される。従って、事業計画予定地一帯の空気の流れと気温の変化について重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>事業実施区域の気象については、隣接地において通年観測し把握しました。 事業計画地一体の空気の流れについては、個別の事業では予測及び評価が困難なことから、予測及び評価の対象項目として選定していませんが、作物等に対する影響については、今後も必要に応じて他事例について確認いたします。</p>

5. 騒音

No.	住民からの意見	事業者見解
5-01	<p>方法書 p. 142 の表 3-2-4 の存在・共用の選定項目として、環境要素の騒音には、工作物の存在として、太陽光発電パネルの設置に伴う、風による音の発生があるかどうかを含めていただきたい。 (意見の理由)</p> <p>当該地は、山の稜線にあり、遮るものがほとんどない。夏は上昇気流の風が吹き、悪天候時には突風が吹きつける環境である。こうした状況において、傾斜を伴い、なおかつパネル形状が翼型では無い場合、風の渦が発生し、騒音が発生する懸念がある。調査方法としては想定される予測を含め、存在・供用時における評価項目として調査をしていただきたい。</p>	<p>太陽光パネルによる騒音の発生については、今後も事例等の資料を収集し検討します。事業実施区域では風向・風速を通年観測します。その結果に基づき、発生しうる強風とその影響について検討します。</p> <p>また、(株)Loop では平成 29 年度末現在において、2,000 件以上の自社製太陽光発電所の販売実績がございますが、太陽光発電パネル設置によって風況が変化し騒音が発生したとの苦情をいただいたことはございません。本件においては、発電所外周には 30m の林帯が残地され、この林帯は発電所内にて発生した騒音の所外への影響緩和も期待できるものと考えております。</p>
5-02	<p>以下、色々書かれていますが、これらに反した場合の責任はどうあるべきなのでしょう？ 知りたいところです。誰が検証するべきだと思いますか？</p> <p>「騒音・振動・低周波音に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、環境保全への配慮が適正になされているか評価する。イ環境保全のための目標等との整合の観点・下記を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。」</p>	<p>評価項目として記載した内容については、工事中及び施設稼働後の目標基準を設定し遵守します。</p> <p>いずれの場合においても、継続的なモニタリングを実施し、目標基準が未達成となった場合には、速やかに基準を満たすための措置を事業者の責任において講じます。</p>
5-03	<p>工事中の騒音、振動、その他の調査は 1 回 (24 時間) ということですが、もっと頻繁に行う必要</p>	<p>騒音・振動の調査については、工事の規模が最も大きくなる時期、すなわち環境への影響が最大</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
5-03 続き	があると思います。	となる夏季に実施します。このため、1回としています。

6. 振動

No.	住民からの意見	事業者見解
6-01	<p>コンデンサーやパネルに付随される装置から発生される微振動が自然環境へ及ぼす影響を複数年にわたり調査を行ってください。</p> <p>事業箇所周辺はキノコや山菜等が多く、四季をとおして住民と山とを結ぶ環境ですのでその調査も行ってください。当然クロスズメバチ(地蜂)営巣にも振動が大きく影響するためその調査も行ってください。また、パネル設置工事等でドリルや大型重機を使用することが想定されますので、その振動についても調査してください。</p>	振動については年1回、植物及び昆虫類の調査は、年4回実施しました。現況の状況を把握しその結果をもとに予測評価を行いました。

7. 低周波音

No.	住民からの意見	事業者見解
7-01	コンデンサー等から発生する低周波の騒音が周辺に及ぼす影響の調査を行ってください。	低周波音の現況調査を実施いたします。また、調査結果を活用してパワーコンディショナー等から発生する低周波音について予測をいたしました。

8. 水質

No.	住民からの意見	事業者見解
8-01	里山の間伐により地盤環境が大分変わってくるので、今の横河川の水質が変わってくると思う。年に4回水質検査をお願いし特に春先、夏場の農地に作物を作る時期に報告書を作成し北大塩区長の方へ報告していただき、回覧にて通達していただく。	水質調査は平常時年6回と降雨時2回実施しました。結果の報告については意向に添えるよう関係機関と調整します。
8-02	川すべての何が含まれているかをすべてやってほしい。 一箇所でも変なものが含まれていたら困る。	
8-03	樹木伐採の影響に関して：対象植林地が斜面であることから土砂崩壊、土砂の搬出先、その処理方法には十分な配慮が必要です。また、樹林地の伐採による河川水質への影響はすでにカナダでの研究例、日本での研究例があり、伐採により表流水の窒素成分など、栄養塩類等が著しく増加する例が報告されています。文献をお調べください。その影響度は地理的位置、立地条件、伐採規模、樹種にもよりますので、今回も該当地域での事前、事後調査項目に含める必要があるのではないのでしょうか。	樹木伐採前の水質については現況調査で把握しました。事業実施後の水質の変化については、事後調査を計画し把握することを検討します。事後調査の計画は準備書及び評価書に記載いたします。
8-04	評価項目・水質、地下水に選定がないのはなぜか。説明会の中でも水に対する影響を心配する声が多く、それに応える為には、すくなくとも、土地造成、掘削、廃材・残土などの発生・処理。また、地形変更工作物の存在、排水処理に於いて必要ではないか。	太陽光発電事業という事業の特性を考慮し、水質や地下水に対しても必要な調査、予測評価を実施しました。

No.	住民からの意見	事業者見解
8-05	P. 17 ③水質「タイヤ洗浄等の…」 ↑どこで行うのか？	工事中の工事車両の対応として区域内の出入口手前で実施することを予定しています。
8-06	P. 62 「河川水質調査地点」 事業計画地に隣接して産業廃棄物が埋まっている。その横を流れる桧沢川の水質調査も必要である。産業廃棄物のまわりはコンクリートでなくブルーシートで覆っただけと聞いている。今回の事業で地面が動き、流出する可能性があるから。 P. 73 表 3-3-37 「保全機能等」「既存文献等を参考に…」 ↑過去を知る資料としては大切だが、自然は刻々と変化している。現在の数値としては不確かだ使えない。 現地、現場の声を大切に！	ご指摘の産業廃棄物処分場に由来する地下水汚染については、本事業の環境影響評価対象にすることは考えておりません。ただし、本事業の事業対象区域に隣接しておりますので、対応について県等の関係機関と協議しながら事業を進めます
8-07	ソーラー事業計画性に隣接している「産業廃棄物処分地」に対する、地下水汚染等の環境影響評価を項目に追加してください。	
8-08	定点湧水地における、水質検査等の地元説明会での回答内容を「環境影響評価方法書」に反映して下さい。	方法書公表後の追加事項として、調査を実施します。地点設定の理由並びに調査結果等については、準備書に記載しました。

9. 水象

No.	住民からの意見	事業者見解
9-01	水について 蒸発散が多くパネルによって妨げられることが考慮されていない。 数値を計算式で出してもらいたい。パネルをつくる前と後のもの。	水分の蒸発散量については、既往資料等を参考にソーンスウエイト法により算定し、事業実施前後の変化について検討しました。
9-02	森林の伐採について 森林の調査をドローンを使って（樹木の種類や、高さ、数）しているテレビ番組を見る機会がありました。伐採される樹木を知ること山の保水力の低下のデータを明示していただきたい。	樹木の伐採による保水力の低下については、流出係数の変化として、行政の指導を受けながら設計に配慮し、下流への災害を防止すべく調整池容量の検討に反映させております。 また、下流の流況変化について、タンクモデル法により検討しました。
9-03	樹木伐採による保水力の低下により、下流域では、雨の少ない時期に河川の水量が低下し稲作への影響が懸念される。従って、事業により伐採される場所の保水力がどのように変化するかについて、針葉樹、広葉樹など樹種別に数値化し、面積単位での影響評価を行うべきである。なお、この点については、重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。	
9-04	木を切って裸地にした所に、パネルを並べたとき、今まで地下浸透していた雨水が河川に流れ出る。 ・年間どのくらいの水が現在より余計に流れ出ると考えられるか。数値で示して欲しい。 ・霧ヶ峰を水源とする湧水は多々あるが、北大塩大清水、諏訪市清水の酒蔵が使用している「水」も霧ヶ峰水源そしていると言われている。 ・河川に流れでた分、地下に浸透する水が減ると考えられる。その結果湧水に少なからず影	周辺の既存水道水源及び湧水の涵養域や地下水湧出機構を解明するため、水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析を実施しました。 それにより事業の実施による、大清水等への湧水への影響の程度を検討しました。 また、水道水源以外の地下水・湧水についても、踏査により出来る限りその状況（位置、水源種別、水量、水質、利用状況）を確認しました。

No.	住民からの意見	事業者見解
9-04 続き	<p>響を及ぼすと考えられるが、影響をどう考えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> その影響を食い止めるための対策をどう考えているか。 	
9-05	<p>大清水の水質が変わったり、湧水したりしては困ります。米沢、ひいては茅野市民の大切な命の水です。また、諏訪地区への影響もあるのではないのでしょうか。日本酒の蔵元では霧ヶ峰の伏流水を使っていると聞いています。</p>	
9-06	<p>建設予定地より標高の低い既存の湧水地について、茅野市側だけでなく諏訪市側も含め広範囲に渡り影響調査を行うべきである。ボーリング調査による点としての調査だけではなく、電気探査（比抵抗法）などの物理探査を広範囲で行い、面的に地下水への影響を調べる必要がある。なお、この点については、重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	
9-07	<p>大清水のお水はどこのお水よりも美味しく、都会へ行った子供たちは「このお水でなければ飲めない」と口々に言います。ソーラー事業で山をいじることで大清水への影響が心配です。よく調査をしていただかないと困ります（水の汚染、森の伐採による地下水の動きの変化等）。米沢米への影響は本当に大丈夫なのか？良く調査してください。</p>	<p>大清水の湧水については、慎重に調査を進め事業実施区域との関連も含め事業による影響がどの程度及ぶ可能性があるのかについて、検討しました。</p>
9-08	<p>上部のA湿原では水量が僅かで小川程度であるのに対し、C調整池堰堤地点では水量が増えて川と言える程になっています。C調整池から盛り土区間の右岸・左岸より湧き水が多数ありました。この上に盛り土をしても、強度は確保できないのではと考えます。何地点からどの位の水量が加わり、堰堤地点の水量になっているのか、天候によって、又季節によってどう変化しているのかの調査が、盛り土の強度に必要な調査だと考えます。この湧き水の全調査をお願いします。盛り土への影響を考察して下さい。谷を埋め尽くす程の堰堤は大雨の増水時に持ちこたえられるのか、どのような対策が出来ているのか土木の専門家の評価を受けて下さい。</p>	<p>事業実施区域内の湿地や湧水については、現地を踏査し、その状況を把握するとともに、湿地の水位の測定なども実施しました。</p> <p>頂きましたご意見を鑑み、従来予定しておりました計画地内での盛土計画は本計画をより安全性の高い計画とするため、変更いたします。</p> <p>調整池等の設置の為発生する切土については、近隣地への運び出しをする事を予定しております。</p>
9-09	<p>環境影響評価の項目の選定で、水象の地下水が全て△になっています。湧水、伏流水の観点から重点化項目◎にして頂きたい項目です。</p>	<p>地下水については、大規模な地形改変が無いこと、地下水の採取を行わない計画です。しかしながら、対象事業実施区域内に貴重な湿地が存在すること、及び周辺に水道水源が分布していることを鑑み、これらの保全対象への影響を予測するために必要な調査を実施しました。</p>
9-10	<p>湧水とその涵養域について 開発地下部地域には多くの湧水がある。それ等は「大清水湧水」が茅野市の上水道として使われていたり、諏訪市の角間新田以南の湧水が生活用水などとして利用されている。これら多くの湧水は当該開発地一帯を水源とすると考えられる。開発によって湧水が枯渇、汚染されることは許されない。この地域の地質や地質構造の特性では、地下水の流れが非常に緩慢なため、一旦汚染が発生すれば汚染源を除去したとしても、湧水の汚染は数百年も続くと言われている。</p>	<p>周辺の水道水源については地下水流動経路、循環経路を明らかにするために水の主要溶存イオン分析や安定同位体分析を実施しました。また、流域の水収支については水位・流量観測及び雨量観測を実施して現況流出モデルを作成し、事業前後の流量変化を予測しました。</p> <p>使用する太陽光発電パネルに使用されている物質については、把握できる範囲で公表します。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
9-10 続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢地区北大塩、鋳物師屋、埴原田地域の全湧水、諏訪市角間新田以南、四賀地域の全湧水の調査。 ・ 上記全湧水の湧出機構の解明。 ・ 開発による上記全湧水への影響調査。 ・ アセス調査書作成の調査のみならず、開発着工後も湧水の水量、水質などの調査を継続する事。調査は公的機関と住民の立会いで行い、関係住民に公表する事を計画に明文化する事。 ・ 太陽光発電パネルに使用されている物質の全てを公表する事。 ・ 災害によってパネル他構造物が破損、又は破損飛散した場合、どのような手段で全量を回収するか、明らかにする事。 ・ 太陽光発電パネル他構造物を廃棄する場合、どのような廃棄方法をとるのか明らかにする事。 	<p>交換・処分が必要となった太陽光パネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。（参考：http://www.env.go.jp/press/102330.html）</p>
9-11	<p>私は、「大清水」水源のすぐ近くに生まれて育ちました。</p> <p>大清水は子ども達にとっては、遊びの場でもあり、夏は冷たく、冬は暖かい水に、手足を浸したり、顔を突っ込んで水を飲んだりもしました。</p> <p>「霧ヶ峰から流れてくる水が地下を通ってうまい水になるんだ」「米沢米は高島城の殿様に献上していた」などと聞かされ、小さい時からこの豊かな水と景観に誇りを持っていました。</p> <p>一方、水による被害も多く、河川の氾濫も幾度も見聞しています。護岸工事の後にも想定外の災害が起こっています。保水力のなくなった状態での災害はさらに予想を超えるものになりはしないかと不安です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 机上の計算ではなく実際に災害のあったところ、その対策を踏まえ、想定以上の対策を考えてください。 ・ 大清水などの湧水への影響は本当にないか、様々な角度から丁寧に調査してください。 <p>大清水が枯渇または異変したら、住民にとって死活問題です！</p>	<p>これまでの知見（信州大学地質学教室熊井久雄著「大清水湧水の湧出機構について」1975年）によれば、対象事業実施区域は大清水湧水の主たる集水域の西側に位置しており、当該事業により水源の枯渇等甚大な被害が生じる可能性は低いと考えられます。しかしながら、地下水の湧出機構については不明な点も多く、調査・予測評価を実施することといたしました。</p> <p>水源の利水状況については、関係機関への聞き取り等により現況の利水状況（用途、時期、水量等）を調査しました。</p> <p>また、本事業において設置を計画している調整池は太陽光発電所工事前後の事業地内流域の流量変化を調整し安全な流量を下流に流すもので、この調整池設計において50年確率雨量強度を用いて設計をしております。</p> <p>50年確率雨量というのは最大時間雨量として125mm/hに相当します。諏訪市の観測史上最大の時間雨量が観測された平成25年の最大時間雨量が75mm/hですので、これを上回る雨量であっても事業地内の流域に対しては安全な流量へと調整可能となります。調整する流域はあくまで事業地内のみとなりますので下流河川全体の流量を調整する事はできませんが、少なくとも現状に比べ下流河川の安全性向上に寄与するものと考えております。</p>
9-12	<p>このような大規模な物を作る事により、自然は破壊され、地域の大切な水源をだめにされ、地域住民は不安でいっぱいです。</p> <p>大切な水の保管山を、このような工事をする事で30年先、40年先はどうなるのか？</p> <p>地域の水は命だという事を考えていますか？</p> <p>企業さんは利益の為、その場はうまく切り抜ける返事はされますが、茅野市民は、とくに米沢地区は一生の生活の場です。工事が行われる場合、受ける災害、土石流の被害など不安でいっぱい</p>	<p>水源を維持することは、生活の面でも農業等産業の面でも、大変重要な課題であると考えています。事業実施区域周辺に存在する、北大塩大清水水源等については重要な保全対象として考えており、事業実施との関連について調査を実施し、影響の程度を検討しました。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
9-12 続き	<p>す。安全性はどう考えているのでしょうか？</p> <p>広い面積の樹木を伐採する事により水流の変化を数十年以上、現状と同じに持ってゆけるのか？地域として水の流れが変わることが不安大です！！</p> <p>この大切な山の森林を切って変えることで地域の生態系が、かわってしまう事が不安です。どうしてこの土地でなくてはいけないのですか？？</p> <p>地域住民を不安にさせないで下さい。</p> <p>ほんとうに、住民の安全性、安心をどこまで考えて行動されていますか？</p>	
9-13	<p>水域の利用状況及び水象の状況の中に茅野市の大きな水源の1つである大清水についての言及がなされていません（地図には掲載あり）が、重要な事項だと思われます。また、それへの影響についてもご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の箇所を追加しました。北大塩大清水水源については重要な保全対象として考えており、事業実施との関連について調査を実施し、影響の程度を検討しました。</p>
9-14	<p>横河川の水量年変化</p> <p>横河川は夏場水量が減少する。裸地にすることによって、夏場の水量に変化が出る可能性がある。春から初秋にかけてこの水は水田に利用する。夏の水は重要だ。変化予想を数値で示してほしい。</p>	<p>横河川の流量については、流量観測・雨量観測を実施して現況流出モデルを作成し、事業前後の流量変化を予測して農業用水への影響について検討しました。</p>
9-15	<p>太陽光パネル設置予定地の中を横河川が流れています。横河川下流域に当たる米沢地区には田園地帯が広がっています。その田園地帯で作られるお米は“米沢米”という減農薬で作付けし、商標登録を得たブランド米です。大規模な計画のため横河川の水量等を心配します。</p>	
9-16	<p>パネル設置によって融雪時期の変化の可能性はある。融雪時変化に伴う横河川の水量の年変化予測とその影響を明らかにしてほしい。</p>	<p>年間の水収支についても検討し影響の程度を予測しその結果を準備書に記載しました。</p> <p>なお、太陽光パネルの設置により融雪時期が変化することは想定しておりませんが、今後も事例等の収集に努めることとします。</p>
9-17	<p>これまでは冬、霧ヶ峰に降った雪が春まで融けずに残り、春に融け出し横河川に流れ、茅野市米沢北大塩吉田山、その田んぼの代かきの重要な水となっている。</p> <p>太陽光パネルがある事で雪が融かされ、流れてしまうため、春先を含め1年間全体の山の保水量が減ってしまうのでは？</p>	

10. 土壌汚染

No.	住民からの意見	事業者見解
10-1	<p>パネル設置の際に杭を打ち込んだり、パネル等の金属に付着した雨水等が土壌に浸透するため、その状況について調査を実施してください。</p>	<p>パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しています。供用開始後、土壌汚染調査として、対象事業実施区域末端での重金属の水質分析を行うことを検討しています。</p>

1 1. 地形・地質

No.	住民からの意見	事業者見解
11-1	<p>方法書「3-3 地質」に、「安山質岩が広く分布」「開発地の西側と東南側の谷部は崩壊堆積物が分布」とあり、これは雨によって流れ出しやすい地質ではありませんか？</p>	<p>事業実施区域の地質については、詳細な地質調査（地表地質踏査、ボーリング調査、土質試験）を実施して、地質の分布状況や土質性状について把握しました。これに基づき安全な施工に努めてまいります。</p>
11-2	<p>方法書「3-3 注目すべき地形・地質」に「保存すべき地形はない」とありますが、5つの湿地は保存すべきものではありませんか？</p> <p>水資源にとっても、地域性、観光の立場から、諏訪市、四賀地区のお考えは如何だったでしょうか？</p>	<p>計画地内の湿地については、長野県レッドデータブックでも重要な湿地として選定されています。本湿地について詳しい有識者の指導のもと、予備調査により湿原周辺の希少な植物の生育状況や地下水位等について確認しながら、影響を回避・低減する形での事業計画を検討・立案してきました。環境影響評価の手続きにあたっては、水象の調査結果も踏まえ、植物及び生態系の視点で評価を行いました。</p>
11-3	<p>地形変更による残土処理について 残土を斜面に捨て、盛土とする計画であるが、このあたりの横河川の山側法面は傾斜が強く土砂の流亡や崩落が心配される。また、谷の既存植生が破壊される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上川総合治水計画では、河川環境の保全と保護を治水上の大きな要点として謳っている。この観点から谷斜面を残土処理場所として盛土する事は、河川敷への崩壊、流亡や、既存植生を100%破壊するものであり、許されない行為である。計画変更によって、自社敷地内で河川に全く影響を与えない場所で処理すべきであり、計画を変更すべきである。 ・ 谷側への盛り土をする場合は、1/100 確率降雨（上川総合治水計画）や、時間100mmを越すゲリラ豪雨（岡谷市湊災害）、更に複数ピークを持つ長雨（過去最大の降雨、最も大きな被害となった昭和34年8月の7号台風、同年9月の伊勢湾台風による降雨）を想定した雨量と流出量にも耐えられるものかどうか検証する。 ・ 盛り土によって失われる斜面の植生、植物種の明細、その数の調査。 ・ 失われる植物群の保全方法の計画策定。 	<p>頂きましたご意見を鑑み、従来予定しておりました計画地内での盛土計画は本計画をより安全性の高い計画とするため、変更いたしました。</p> <p>調整池等の設置の為発生する切土については、近隣地への運び出しをする事を予定しております。</p>
11-4	<p>本事業による地形・地質の変化が防災上の危険要素になっている。流域は、土石流危険渓流Ⅰである。防災上の観点からも、工事、存在・共用において、地形の改変、樹木伐採後の状態については、簡略化ではなく、重点化項目として調査願いたい。</p>	<p>地形の改変については、工事用道路、調整池において予定しており、事業実施区域に占める割合はわずかですが、防災は重要であるため、環境影響評価については標準項目として設定しました。</p>
11-5	<p>調査項目・土地の安定性「調査方法・既存文献等又は聞き取りを参考に、現地踏査を行うとともに、その結果に基づき、危険箇所及び災害履歴を把握」とありますが、災害履歴や雨量統計などの意味がどの様に反映されているのか示されていません。</p>	<p>地形・地質では、土砂災害等の発生の危険性のある箇所を特定し、災害を未然に防ぐ措置の必要性について検討しました。記載した資料等は、この検討のために使用しました。</p>

12. 植物

No.	住民からの意見	事業者見解
12-1	<p>植物の調査の件</p> <p>①文献等によるものでなく、現地調査を行うこと。（年間）</p> <p>②群落があれば、その種名や団体の数。</p> <p>③希少植物や固有種の保全対策。</p> <p>この地域は霧ヶ峰山地の南西にあたり植物分布上貴重な場所であるため上記の調査が必要と思われる。</p>	<p>植物のうち、植物相及び注目すべき個体、集団、種及び群落については、早春季、春季、夏季、秋季の4回現地調査を実施しました。</p> <p>重要な種については、保全対策も検討し準備書に記載いたしました。</p>
12-2	<p>調査の手法表 3-3-37 の内容調査の成果は今年の早い時期に発表すると工事に関わる大切な提言がなされると思います。</p>	<p>植生図等の植物に関わる情報は、生態系をとりまとめる点からも重要な基礎情報であると考えています。調査は最も適した時期に行いました。</p>
12-3	<p>貴重な動植物達が、今、現在、開発計画地域に生息しているということを、絶対に軽視しないで下さい。また、貴重な縄文遺跡の保護を、どの様に対策していかれるのでしょうか？これらの精密な調査の徹底。そしてそれに伴う対策が、現在の報告内容では、かなり不十分だと感じます。</p> <p>調査方法の見直しを含め、開発後にどのような体制で保護管理を継続していくのか、明確な回答を強く要請します。</p>	<p>事業実施区域内に生育・生息する動植物については、現地調査で可能な限り正確に把握し、保全が必要な種については実行可能な範囲内で行える限りの保全対策を検討しました。</p> <p>遺跡の保全については、諏訪市教育委員会との協議を行っており、法令に沿った指導を受けながら保全策を実施します。</p> <p>また稼働後の維持管理についても、計画的かつ確実に実施する考えであり、具体的な維持管理体制については今後検討する予定です。</p>
12-4	<p>今回計画されている土地には、湿原があり、そこには、この土地においても貴重な植物（数が少なく、絶滅が危惧される）があります。</p> <p>湿原をとりまくようにパネルを設置した時（湿原は残されるように計画していることは聞きました）その湿原は湿原としてあり続ける事が本当に出来ますか？今、まわりに木があり、人工物のない状態だからこそ、湿原として残っているのではないのでしょうか？</p> <p>また、その植物を保護する為に他へ移す等の対策をとると説明されましたが、愛・地球博では、会場予定地にやはりこと同じような植物があり、移植して保護したそうですが、絶滅したそうです。もとあった場所に生えているからこそその価値もあると思います。</p> <p>絶滅した際の責任はどうとって頂けますか。</p>	<p>湿地の保全については、可能な限り影響を回避・低減するよう努めます。工事完了後において事後調査を行い、保全の状況について検証します。なお、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられる場合には、その内容について調査し、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
12-5	<p>移入生物について：当該地域でもすでに他地域からの移入生物が多く見られ、地元での防除活動が行われていますが、新規事業では工事車の出入り、斜面の法面緑化、樹木の伐採等により移入生物の侵入の可能性が高まります。十分な配慮が必要です。</p>	<p>移入生物の侵入防止については、車両のタイヤ等の洗浄、緑化に用いる種の選定等の措置を講じ、持ち込みが生じないように配慮します。</p>
12-6	<p>工事関係車両による外来植物の持ち込みについて</p> <p>オオキンケイギク、ハルガヤヤマガラシ、ヘラバヒメジョオン、メマツヨイグサ、オオハンゴンソウ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ、オオアワダチソウ、セイタカアワダチソウ、ヘラオオバコなどの外来植物は、工事車両及び搬入車両や土、砂、石などを含む建設資材に</p>	

No.	住民からの意見	事業者見解
12-6 続き	付着した種子が現場に持ち込まれることで発生する。従って、外来植物の持ち込みをどの様にして防ぐかについて、調査、予測及び評価を行う必要がある。	
12-7	「緑化（植生管理）については、法面等を周辺景観に調和させると共に、土地改変により低下する生物の多様性を可能な限り回復させることを目的とし、積極的に緑化を推進する。」と、書いてありますが、ここでいう緑化（植生管理）は、事業予定地に現在植生する植物を、そのまま維持管理するというのでしょうか？その種をのり面に植栽するという事で、低下する多様性を回復させると、読んでいいのでしょうか？もっとわかりやすく、明記するべきです。積極的に緑化を推進するとありますが、これが外来種ではとんでもない話です。	緑化の方法については、準備書に記載いたしました。方針としては郷土種による緑化を目指します。

13. 動物

No.	住民からの意見	事業者見解
13-1	環境破壊により昆虫や動物達も棲めなくなるのではないかとその辺の所を良く調査して下さい。	環境については現状を把握し、事業実施による変更の影響を予測・評価しました。保全対策が必要な環境の項目については、適切な措置を検討しました。
13-2	動物の調査を3年やってほしい。	調査期間は、県の環境影響評価技術マニュアルに基づき、1年を基本として設定しています（猛禽類は2営巣期）。事前の予備調査で把握したデータに基づき、動物の活動が最大となる時期に調査を実施しました。
13-3	猛禽類の調査期間を、繁殖成功年を含む2営巣期とする。 環境省による「猛禽類保護の進め方」では、猛禽類の調査について繁殖成功年を含む2繁殖期とガイドラインが定められている。本調査も、影響評価を科学的に実施するために、このガイドラインに沿った調査とする必要がある。	猛禽類調査は2営巣期にわたり実施しました。
13-4	大規模開発はシカ、イノシシや野生動物たちの居場所がなくなってしまう。 そのため、里山においてきて、田畑をあらず為大規模な駆除が必要となってくるが、Loopの方で、たとえば、年間シカ他30頭は、駆除することができるのか。そして、その駆除した動物を有効利用してほしい。	太陽光発電事業による獣害については、フェンスの高さ調整を検討し準備書に記載しました。 なお、当社は電力事業者でございますので、有害獣類の駆除事業を行うことは想定しておりません。
13-5	ニホンカモシカについて 国の特別天然記念物に指定され、長野県の県獣でもあるニホンカモシカですが、近年、長野県では生息数が減少しています。カモシカは、10haほどの縄張りを持ち、その中で暮らす生き方をしています。事業予定地は188haですので、単純計算しても数頭は確実に生息していると思われます。伐採をし、広範囲をフェンスで囲うことにより、現地にいるカモシカは、生息地を迫られることとなります。	ニホンカモシカを含め、現地調査の結果をもとに保全対策を検討しました。

No.	住民からの意見	事業者見解
13-5 続き	方法書には、「重要な（動）植物の生息が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り回避。低減方法を検討する。」（概要 p. 17、動が抜けている？）と記載されていますが、10haもの広い山林がなくては、生息できないカモシカに対する配慮などできるのでしょうか？ただ、検討をするという記載だけでは、あまりにも消極的です。残地森林を予定よりも広範囲に広げるなどの確約が必要です。	
13-6	動物について 「対象事業実施区域から 200m 程度の～」 ・シカの移動距離は 50km といわれている。 GPS をつける調査必要！ ・方法書 p. 78「類似事例等により予測」 自然に対してはある程度予測はできても正確な調査、評価は結びつかない 以上の観点から、各家、住民への調査協力が必要である。 現在の数値がおおよそ把握できなければ、今事業によって増えたのか減ったのかも確定できない。そうなれば、事業着工後の鳥獣被害は全て御社の責任となり全て被害補償しなければならない。よって、現在の数値を出すことは不可欠である。動物、天候などの条件によって変わってくるので少なくとも 2～3 年、統計をとらなければならない。 米沢北大塩地区 431 世帯は絶対である。他、米沢地区全区、諏訪四賀桑原 404、普門寺 282、細久保 308、神戸 411、大字四賀開拓地 15、等 約 3,000 世帯で一斉に調査すべきである。調査の目的、結果、方法を明らかにして住民に協力を得るべきである。そうすれば、この事業云々だけでなく地域への大きな貢献となる。しかも具体的な対策も立てられる。	シカのような移動能力の高い動物は、広範囲を行き来しているため、事業による影響は小さいものと考えられます。むしろ移動能力が低いために、事業実施による影響を大きく受ける生物の状況把握に注力し保全対策を検討しました。
13-7	メガソーラー建設予定地には、国の天然記念物であるヤマネが生息しているという情報が地元の写真家より話しを聞く機会がありました。この方はヤマネを 30 年間位研究している方でたしか情報だと思います。国の天然記念物ですので、国の許可が必要だと思われます。地元のヤマネ研究者との調査をお願いします。	ヤマネについては、本事業の動物調査の結果、対象事業時視区域外で確認いたしました。

14. 生態系

No.	住民からの意見	事業者見解
14-1	工事による自然の破壊と発電施設の周辺を金網で保護するようなことは貴重な動植物の生態系の変化にもなり、景観上の問題、また動物の行動の往来を規制してしまうことが感じられます。また今回発見された高層湿原のなどは何十年何百年の時の経過で出来たもので自然遺産は一度破壊したらもとに戻らぬことが多いの事例で明らかです。 長野県は自然観光に多く依存しています。日本有数の観光地霧ヶ峰になんでこんな大規模なソーラー施設が必要なのでしょう。	安全確保上、事業実施区域内への立ち入りを防ぐ柵等の設置は必要と考えています。景観面での配慮についての具体的な方策は今後、施工の段階で検討いたします。 事業実施区域内の湿地は改変せず、保全することを原則としています。 霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないよう、事業者として実行可能な範囲内で、出来る限り影響を回避または低減を検討いたしました。 景観についての予測評価の結果は準備書内に

No.	住民からの意見	事業者見解
14-1 続き	<p>31 万枚のソーラーパネルは美しい霧ヶ峰の山の景観を変え人工的な構造物として観光客を幻滅させるでしょう… できれば今の自然の霧ヶ峰の美しい容姿をそのまま次の子や孫の代まで残さなければならない日本の貴重な国の自然財産です。</p>	<p>記載しており、霧ヶ峰からの景観への影響は小さいものと考えておりますが、更なる景観変化の低減または回避を計る為、残地森林の確保、緑化可能場所の緑化の実施をいたします</p>
14-2	<p>当地は、動植物の宝庫であることは言うまでもない。人の目に見える範囲でも、シカやイノシシ、リスなどの動物をはじめ、希少な高山植物も点在している。これまでも動物に関しては、施設管理上、様々な影響があった。主にはイノシシによる敷地土壌の掘り起こしと、シカによる樹木（桜を含む）樹皮の被害などが多い。</p> <p>開所以来、こうした獣害については存在していたが、規模も小さく軽微なものばかりであったことから、管理上大きな問題になることはなかった。しかし、隣接地の太陽光発電所が周囲をネットフェンスで覆った時期を境に、当会施設へのシカの進入やイノシシによる土壌の掘り起こし、樹木の皮の被害が増加し、管理上無視できない被害が発生するようになった。</p> <p>上述のネットフェンスの設置が、こうした動物の生態系に直接影響したかは因果関係を調査していないので不明だが、これまで餌場としてきた場所が少なくなった事から、餌を求めて集まってきたことも推測することができる。</p> <p>平成 27 年 1 月 31 日、諏訪市文化センターで開催された住民説明会では、本事業による動物の生態の変化が、当会施設に及ぼす被害の可能性について指摘したところ、影響が出る可能性はお認めの上で、その影響については動物の生息域が、永い年月のなかで移り、自然淘汰されていく、とのご回答であった。</p> <p>188ha の広さの敷地が完全に閉鎖された場合、餌場を失った動物の行動は予測不可能である。当会施設以外の場所でも、稀少植物の食害が広範囲に広がる恐れや、クマやイノシシなどの危険動物が人里へ降りてくる可能性もあり、野生動物との不測の遭遇などで人的被害も予測される。</p> <p>こうした影響の低減のため、当事務局からは 4 割程度の残地部分を生かし、動物がある程度自由に行動できるエリアも残すべきではないかと、ご提案させていただいた経緯があるが、未だ具体策は示されていないため、今回の環境影響評価のなかでも調査項目の一つとして、引き続き被害低減のための対策を検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘の通り、生態系を保全する上では、生物多様性を確保することが必要であり、植生の連続性や動物の移動経路など、自然のつながりを確保することが重要と考えております。事業実施区域境界に設置するフェンス等については、その位置、構造等について、生物の生息環境確保の点から検討しました。</p>
14-3	<p>「残置森林を確保することにより、可能な限り動植物の生息環境の保全に努める。」とありますが、当然でしょうが、陽だまりのいい森林部は、パネル設置場所になります。しかし、こういう場所は、山の生物、鳥獣にとっても、いい場所なのです。それを殆ど奪って、野生鳥獣にとっては、魅力のない場所を残すというのは、面積上の数字合わせでしかありません。</p>	<p>動物種により好む生息環境は異なることから、必ずしも太陽光パネルの適地が動物の好む場所とは考えておりません。現地調査により把握した種の生態的特徴から、保全区域や残置森林の配置計画を検討しました。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
14-3 続き	(提言) →残置森林の場所決定は、環境アセス後の環境保全に適した場所を優先する。	
14-4	<p>湿原保護について</p> <p>当該開発地には、横河川源流部の湿地A(創価学会施設西側)をはじめ複数の湿地がある。</p> <p>湿地Aは高層湿地へと育ちつつある学術的に貴重な湿原であると、指摘されている(かつてこの湿原を調査した信州大学土田勝義教授(当時)の話)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿原を保全すると共に、湿原の現状調査(地象・水象・気象・動植物)を行うこと。 ・ 開発が行われた場合、湿原にどのような影響を与えるか。 	<p>対象事業実施区域の湿地については、長野県レッドデータブックでも重要な湿地として選定されています。本湿地について詳しい有識者の指導のもと、予備調査により湿原周辺の希少な植物の生育状況や地下水位等について確認しながら、影響を低減する形での事業計画を検討・立案してきました。環境影響評価の手続きにあたっては、水象の調査結果も踏まえ、植物及び生態系の視点で保全対策を検討しました。</p>
14-5	その土地で生活していたであろう、動物(鹿、鳥、虫、他)はほかの土地に移動していくとしたら、その地域の農作物、人間への影響はどうなっていくとお考えでしょうか?	他の土地に移動すれば、何らかの影響が生じるものと考えられますが、そのパターンは不可算的であり、想定は困難です。
14-6	指定希少野生動植物に指定の絶滅危惧種の扱いについて県に報告し指導を受けていると思うがどの様な指導を受け、どう対応するのかを明示して欲しい。	現時点では、個々の種についての具体的な指導は受けておりません。現地調査実施後、把握した希少種の保全措置を検討した上で、県との協議を行い、指導を受ける予定です。

15. 景観

No.	住民からの意見	事業者見解
15-1	<p>表 2-3-25 の主要な眺望地点の状況で北大塩は眺望の可否に×印が付いているが、図 2-3-10 主要な眺望地点に示されているのは北大塩区内であり、むしろ、北大塩財産区の管理区域の方が対象事業区域付近のガボッチョ山、車山を含んでいて、車山にはペンション群があり、車山山頂にはリフトが通じていて、観光客が通年訪れており、不特定かつ多数の人が利用している主要な眺望点となり、眺望の可否は当然○印となり、調査地点とする必要がある。</p> <p>又、八ヶ岳連峰の各山頂も登山客が多く、登山も通年行われていて、当然、対象事業実施区域を眺望することが出来る。よって、八ヶ岳連峰(南北共)の各山頂も調査地点とすべきである。</p>	<p>景観調査地点については、利用者が多く眺望の良い山岳等も加味して地点を追加しました。</p>
15-2	景観の調査地点について、杖突峠を加えてもらいたい。この場所は茅野諏訪盆地の夜景もすばらしく、昼間も峠を越えてくると、ほっとするとても良い場所です。是非、お願いします。	
15-3	諏訪地域中心部の尾根上に位置するこの大規模開発は、上空から見ると大きく視界に入り、諏訪湖、霧ヶ峰を中心とした諏訪地域全体イメージに大きな影響を与えることが心配されます。これら上空からの風景についてご検討をお願いいたします。	上空からの事業実施区域の見え方については、コンピュータシミュレーション等でお示しすることを検討いたします。
15-4	霧ヶ峰の景観が損なわれます！霧ヶ峰の景観はそんじょそこらにはありません。私は日本一だと思っています。そこへ大規模なソーラー発電は無いですよ！まさしく自然破壊です。ソーラー	霧ヶ峰が貴重な自然観光資源であることは承知しております。良好な景観を損なうことがないように、影響を実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。

No.	住民からの意見	事業者見解
15-4 続き	発電自体反対ではありません、場所を考えてください！！	
15-5	パワーコンディショナー100個分と、送電線網、送電線の大きな鉄塔の想像がつきません。鳥への影響も含め、景観の観点からも予想図を作成して下さい。何処と繋げて中部電力に送るのですか？	<p>現状計画においてはパワーコンディショナー1台あたりの大きさは縦 1,900mm、横 700mm、高さ 2,000mm 程度となり、2 台もしくは 3 台を 1 セットとし、管理道路脇に点在させるように設置する予定ですが、詳細は施工業者と検討していく予定です。また中部電力(株)との連系は中部電力(株)鉄塔と敷地内に設ける鉄型鉄構と呼ばれる設備を 1 回線で接続し為されますが、この鉄型鉄構は方法書「第 1 章 事業計画の概要 第 6 節 対象事業の内容 6-5. 事業計画 2. 主要施設の概要 ②発電所施設の内容 ウ. 送変電電」の「写真 1-6-3. 送変電設備及び門型鉄構(イメージ)」に掲載している写真の様な設備となります。高さは周辺の樹木と同様の高さです。</p> <p>系統連系は本事業敷地西側に位置する中部電力(株)の送電設備と本事業敷地内に設置する門型鉄構間で実施する計画であり、中部電力(株)との電力供給契約締結を進めています。</p>
15-6	霧ヶ峰地域は日本有数のロケーション地域であるため、テレビの撮影や映画・ドラマの撮影場所となっており、そのことが観光客の誘客にもつながっている。太陽光事業が実施された場合の風評についての 10 万人規模の全国的なアンケート調査を行ってください。 周辺 30m の樹木をグリーンベルトとして残すそうなので、季節をとおしてパネルがどの箇所からも目視できないことの調査を行ってください。	<p>当事業において太陽光事業による風評被害の全国的な調査を実施することは、一企業にとって大変任が重いこととあります。必要に応じて他事例の状況を調べさせていただきたいと思えます。</p> <p>周囲からの視認については、樹木を残置する等により出来るだけ影響の軽減を図ります。</p> <p>また、景観についての予測評価の結果は準備書内に記載しており、霧ヶ峰からの景観への影響は小さいものと考えておりますが、更なる景観変化の低減または回避を計る為、残地森林の確保、緑化可能場所の緑化の実施をいたします。</p>

16. 廃棄物等

No.	住民からの意見	事業者見解
16-1	パネルは「自社独自の製品」と説明がありました。製造過程を熟知しているので、最終処分計画もしやすいと思います。全国の 20 年後のパネルの処分量は計り知れないものがあると思います。処分地を探す事になります。是非具体的な処分計画を立て、行く先が無くて今回の計画地に埋めるしかないという事にならないように具体的な方法を提示してください。	<p>交換・処分が必要となった太陽光パネルは、環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、出来るだけ再使用（リユース）し、再使用できないものも出来るだけ再生利用（リサイクル）する方針です。（参考：http://www.env.go.jp/press/102330.html）</p> <p>具体的には、当社自社発電所や海外事業等での再使用を検討し、再使用出来ないものは有価財としてリサイクル業者に販売する再生利用を検討します。</p> <p>当社では平成 29.5 末時点で約 65 万枚の太陽光パネルを出荷し、6 年間で約 800 枚の太陽光パネルを交換（外的要因・故障含む）しておりますが、これまでも再使用可能なものは自社保有発電所等で再使用し、再使用出来ないものは、有価財としてリサイクル業者に販売しており、平成 29 年 7 月末時点までに当社が行ったパネル処理の中で</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
16-1 続き		産業廃棄物として処理した実績はありません また、環境省は今後増加が予想される太陽光パネルの廃棄物について、撤去・運搬・処理に関するガイドラインを作成し 2018 年度から順次適用する計画ですので、このような新しい指針にも従い適切に処分を行い、計画地に埋めるといったことはいたしません。
16-2	<p>廃材については具体的な処分方法を明確にしてください。</p> <p>大量の伐採木の処分の量・方法を計画して下さい。チップ化をしても分解しにくく、影響する作物には必ずしも良い結果を与えないと農業指導された事があります。</p> <p>又、水に浮くので、大雨の時大量に流れだす危険もあります。残土の処理と共に処分方法の説明をお願いします。</p>	伐採木の処分については資源の有効活用を念頭に今後活用方法を検討しており、可能な限りで有価財としての売却をし、売却不能な伐採木については場外での処理を行います。廃棄物については、余剰な部材が発生し廃棄物が出ないよう数量含め最適な設計・部材選定をし、発生した廃棄物は場外搬出を基本に可能なものはリサイクルを優先し適切に処分します。

17. 文化財

No.	住民からの意見	事業者見解
17-1	この地区はジャコッパラ遺跡として調査がされています。狩り場という特徴ある遺跡です。霧ヶ峰一帯は縄文からの遺跡や文化の重要な地域です。この地域の保存はこの開発によって人の手から離れる事になります。観光資源としての価値もあります。保存に対する諏訪市・四賀地区の意見は如何ですか？	遺跡の保全については、諏訪市教育委員会との協議を行っており、法令に沿った指導を受けながら保全策を実施します。

18. 温室効果ガス等

No.	住民からの意見	事業者見解
18-1	<p>「スギの木約 378 万本分の CO₂ 削減が見込める。」とありますが、予定地の立木 10 万本以上を皆伐することによって生じる CO₂ 増量値は引いてあるのでしょうか？</p> <p>そもそも、山の木を大量に切って、スギの木 378 万本分に匹敵すると表現するのは、いかがなものでしょうか？</p> <p>また、電力会社のホームページから再生可能エネルギー利用実績を見ると、実際には、太陽光発電の電気は、利用されずに、かなり捨てられている現状があります。温室効果ガス排出削減効果は、実際にはあまり期待できません。逆に途中で熱として捨てられているので、その放熱分を考慮しないと、正しい数値はでないのではないのでしょうか？温暖化防止のための、CO₂ 削減なのですから、放熱するのであれば、温暖化に加速をかけることになります。</p>	<p>本事業による改変予定区域は約 99.1ha であり、現存する樹木はカラマツが主です。樹齢 30 年程度のカラマツ 1ha あたりの炭素トン概算吸収量は約 1.6t-C となるため、伐採される樹木を考慮しても年間約 5 万トンの二酸化炭素吸収量が期待できます。</p> <p>【 13,500t-C/year (≒ 50,000t-CO₂) - 1.6t-C/ha × 95ha = 13,348t-C/year (≒ 49,437t-CO₂) 】</p> <p>また、中部電力(株)の公開資料によると中部電力管轄内の年間最小需要(12 時台)は 1,146 万 kW であり、2015 年 12 月末時点での再生可能エネルギーの既連系量は 526 万 kW となっているため、本事業計画の発電電力は十分受け入れ可能な電力量となります。</p> <p>国内における再生可能エネルギーの利用実績となると、一企業が対応できる範囲を超えますが、そういったことについても、今後注視して参りたいと考えます。</p>
18-2	事業による温室効果ガス排出削減効果の試算結果(方法書 p.17)によれば、本事業の実施により年間約 5 万トンの CO ₂ 削減が見込める一と、あるが明確な根拠が示されていないために、事業の「有益性」や「環境性」に対して説得力に欠ける。	CO ₂ 削減効果については、JPEA(太陽光発電協会)の表示に関する業界自主ルール(平成 27 年度)に基づき結晶シリコン型太陽光発電システムの CO ₂ 削減効果を 505.5g-CO ₂ /kWh として試算しています。これは商用系統から供給を受ける電力の

No.	住民からの意見	事業者見解
18-2 続き	<p>故に、これらの明確な根拠を、数式により明示するとともに、以下の4項目についても明示することにより、環境負荷低減の程度が定量的に把握しやすくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力、火力のほか、水力発電・風力発電・地熱発電など、他の自然再生エネルギーとのCO₂削減量でみた比較・優位性 ・ ライフサイクルアセスメントによる本事業全体のCO₂の排出量の試算データ ・ 森林伐採にともない、失われた森林が将来にわたって吸収されたであろうCO₂の量と、共用終了以降、植林事業を通し、十分に生育した森林に戻るまでの期間を考慮した吸収量 ・ 計算に用いたデータの根拠(将来、原子力発電所が再稼働した場合のパラメータも含む)(意見の理由) <p>自然再生エネルギーのメリットは、「環境性」がいかに優れているかが、その有益性を示す根拠となる。また、単に環境と言っても、温室効果ガスの排出量のみで判断できない難しさがある。</p> <p>とりわけ、本事業では188haという広大な森林に対し、広大な範囲の樹木の伐採、土地の造成を行うという点について、多くの方が「自然破壊」ではないかと心配する声がある。また、諸外国の中では、伐採した森林に対して数倍の植林を行うことを義務付けている国もあるほど、森林に対する環境のイメージは大きい。</p>	<p>CO₂排出係数551g-CO₂/kWhから太陽光発電システムのCO₂排出係数45.5g-CO₂/kWhを差し引いた数値です。</p> <p>本事業による年間発電量は105,000,000kWhと試算していますので、 $105,000,000\text{kWh} \times 505.5\text{g-CO}_2/1,000,000 \div 5\text{万t}$ という試算結果になっています。</p> <p>なお、商用系統から供給を受ける電力のCO₂排出係数は環境省のホームページで公表されている電力供給元が不定の場合に用いる代替値を用い、太陽光発電システムのCO₂排出係数は太陽光発電技術研究組合のNEDO委託業務報告書が参照されています。</p> <p>ご指摘いただいた各項目についても基準となる数値公表の有無を確認し、環境負荷低減の程度をより明確にするためにも可能な限り試算し準備書に記載していきます。</p> <p>また、本事業のCO₂削減効果は事業の1つのメリットと考えていますが、それにより樹木の伐採や現在環境の改変が是認されるとは考えておりません。環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について総合的に調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業になるよう推進することが重要であると考えており、ご指摘の通り単に温室効果ガス削減効果を主張するだけでは、地域の皆様のご理解を得ることは難しいと認識しています。</p>
18-3	<p>p.17 事業による温室効果ガス排出削減効果の試算結果「スギの木…」</p> <p>↑スギを基準にしても事業場所にあてはまらない。 ※事業前のCO₂吸収量を試算して下さい。</p>	<p>事業実施区域の大半を占めるのはカラマツです。カラマツはスギよりも葉が細かいことから、温室効果ガス排出削減効果はより小さくなります。今回の試算では、森林の温室効果ガス排出削減効果を大きめに算出しています。</p>
18-4	<p>事業による温室効果ガス排出削減効果の試算については、太陽光発電に関して施設のライフサイクル、実際の稼働率、工事中の二酸化炭素排出量まで含んだ試算をし直すこと。</p>	<p>ご指摘事項を踏まえて試算し、準備書に記載しました。</p>

19. その他の環境要素

No.	住民からの意見	事業者見解
19-1	<p>光害の視点から、動植物への影響を調査・検証する必要があるのではないかと。</p>	<p>工事中は夜間工事を予定していません。また供用後も強力な照明の設置を予定していないため、動植物への影響は極めて軽微なものと考えています。このため、本事業においても動植物への影響は対象としていません。</p>
19-2	<p>太陽光発電パネルの反射光による影響調査範囲は「事業実施区域内およびその周辺」となっているが、車山・霧ヶ峰高原付近などの周辺観光地のほか、伊那谷、松本、塩尻などの眺望点も含めた広範囲な調査をするべきである。また、年間を通じた照射範囲、時間帯も明確にすべきである。</p>	<p>調査範囲は、県の環境影響評価技術マニュアルに基づき設定しています。事業実施区域は尾根上にあること、かつ大規模であることから、ご指摘の通り遠方からも視認できる可能性はあります。しかしながら、ここで想定している光害とは人の生活に関わる環境上の影響であることから、遠距離である場合その影響はほとんどないものと考えております。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
19-3	<p>長野県環境影響評価の技術マニュアルには、「大規模な工作物や送電線等を設置する場合、タワークレーン等の大型建設機械を使用する場合、鉄道や航空機の運航を予定している場合等において選定」とある。本事業では、工作物の大きさや、特別高圧送電線路に送電する際の施設等が必要であるために、評価項目として入れるべきである。また、パワーコンディショナー等から漏れる高調波ノイズは、しばしば送電線路の長さや、システム特有の電気的特性により、定在波比の影響や特定周波数での共振等で、不要輻射を発生させることがある。こうした電磁波は、通信障害を引き起こすことが知られているため、電気工作物という性質上、設備から輻射される電磁波ノイズを低減するよう評価・対策を要望する。評価では、現状の電磁波ノイズフロアと比較し、ラジオ・テレビや各種無線通信周波数に対して妨害波として影響を及ぼす電磁波について対策を行う。</p>	<p>電波障害についての予測評価結果を準備書内に記載いたしました。</p>

20. 災害

No.	住民からの意見	事業者見解
20-1	<p>上川河川整備計画への影響について 上川における河川整備計画は、100年確率の治水安全度（基本高水流量、紙橋基準点にて毎秒1,120 m³/s）を確保するための流域対策が必要とされている。この基本高水流量の算定には、岩井（下限）法が採用され、2日間雨量が252mmとなっている。建設予定地を流れる茅野横河川は上川上流流域の一部であるため、樹木の伐採により茅野横河川流域からの流出量が計画よりも増した場合には、上川河川整備計画の見直しが必要となる。従って、この点について重点化項目に位置づけ調査、予測及び評価を行う必要がある。なお、計画地から流出する水を一時的に貯める調整池の大きさは、最低でも上川基本高水流量の算定に用いられている、2日間雨量252mm、一時流出率0.5を基に計算して導き出す必要がある。（一次流出率については、伐採による影響を考慮すると、0.5より高く設定する必要がある。）</p>	<p>洪水調節池等の設置に関する河川管理者との調整については、ピーク流量を安全に流下させることができない地点のうち当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の河川管理者と協議し、ネックポイント（横河川）を決定いたします。設計条件については、長野県の技術基準に則り、指導を受け協議を行い防災計画に反映いたします。</p>
20-2	<p>計画地の排水は、一級河川の茅野市横河川へ流出します。横河川は以前からたびたび大雨による災害で氾濫して大きな被害が出ています。調整池を計画されていますが、雨量計算は100年確率で計画してください。 また、調整池のタイプはどのようなタイプかわかりませんが、阪神淡路大震災や東日本大震災規模以上の震度にも耐えられる構造でお願いします。 茅野市の上水道の水源である大清水への影響が大変心配です。十分の調査をしてください。</p>	<p>長野県の技術基準では、「林地開発許可における洪水調整池の設置に係る河川管理者との協議」で、ダムの構造や設計条件、地域特性に対する内容など河川管理者の審査完了を条件に森林法の開発計画を行います。また施設計画に対するシミュレーションも行い、計画に反映したいと考えております。 調整池を始めとした防災については特に留意して設計を実施しております。今後も、行政の指導を受けながら防災に留意した計画を検討いたします。</p>
20-3	<p>茅野市米沢の横河川には土砂が大量にたまっている。大雨の時、氾濫の危険があるのでは？</p>	
20-4	<p>雨水調整池は本当に安全ですか？50年に一度</p>	

No.	住民からの意見	事業者見解
20-4 続き	<p>どこかそれ以上の降雨があった場合どうなりますか？大雨で地盤が緩んだ時に地震が起きたらどうなりますか？下流域の住民は不安でなりません。</p>	
20-5	<p>米沢北大塩横河川の流域は、度々水害に見舞われる場所です。この横河川での開発 木を切つて、保水力をなくしてしまつたら、大変なことになってしまいますので反対です。</p> <p>過去に昭和 58 年、平成 18 年、平成 27 年と度々水害を経験しています。</p>	<p>保水力については、類似事例等の資料を収集し、関係機関の指導を受けながら影響について検討し、調整池を設計しました。本事業において施工する調整池により、大規模な出水は緩和されるものと考えております。</p>
20-6	<p>豪雨時のシミュレーションによる影響予測について、住民説明会においては過去のこの地域で起こった豪雨データで行われていましたが、最近の雨の降り方はこれまでの実績や予測をはるかに超えるものがあります。横河川下流域が土砂災害の警戒区域になっていることが指定状況図に示されておりますが、起こり得ることを把握し、警戒するという意味においても、今後起こり得ると考えられる最悪のケースを想定し、考えられるいろいろなケースでシミュレーションを行っていただくよう要望いたします。また、最近の日本各地で被害が出た雨の降り方（広島や北関東その他）は、大気のちょっとした偶然で日本のどこでも起こり得ると思われまので、それら日本各地の豪雨データでも検討を行っていただきたいと思ひます。</p>	<p>長野県の技術基準では、過去の気象統計データを基に降雨強度式などの基準を算定、かつ改正を行いながら指導されています。防災計画については、周辺地域の過去の災害情報も検討課題とし、シミュレーションを行いながら、河川管理者の同意協議により検討しました。</p>
20-7	<p>近年、霧ヶ峰のこの一帯は山林が著しく減少している所であります。農場に依る山林の減少そして大規模別荘地開発に伴い山林の伐採が進み山林に頼る保水力のある地盤がどんどん機能できなくなっていると思われます。その上、今回の大規模開発に伴う伐採が行われると、豪雨の時、横河川の大量の水が、下流域の北大塩に押し寄せて来るのです。私達、住民は、豪雨が来る度に恐ろしくて眠れない夜を過ごさなければならぬかもしれません。</p> <p>特に最近茅野市でもありましたが、ゲリラ豪雨と称する災害が全国でも頻繁に発生してます。地球温暖化等いろいろ複合はしてますと思ひますが、その被害が年々大きくなっていると感じてますのは私だけでしょうか？</p> <p>今回の計画書もすばらしい先生方が一生懸命計算し、図面化していただいたものだと思ひます。でも、これは過去のデータを基にされてますものと思われますが、絶対的なものではないと思ひます。北大塩の住民はこの下流域に生活してますのです。</p> <p>もっと安全な場所、安全な方法で電力を作り出して頂きたいと思ひます。今回の計画を中止して頂きたく書きました。</p>	<p>防災については行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく長野県の技術基準等に準拠した設計を実施してます。これらの長野県の技術基準等はこれまでの災害等を反映したものであります。今後も、行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいます。</p>
20-8	<p>土石流発生の可能性について 事業計画予定地を流れる茅野横河川は土石流危険溪流（溪流番号：21411046）に指定されてい</p>	<p>事業の設計にあたっては、防災について行政の指導を受けながら必要な基準等に準拠して進めており、今後も行政の指導を受けながら設計の熟</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
20-8 続き	<p>る。茅野市横河川の流域面積は9.07k㎡であるが、事業計画予定地1.88k㎡の全てがその流域内に位置し、流域面積の約20%を占めている。平成12年12月11日に行われた調査報告書(調査の所見)には、「今後は上流域の開発や土砂の流出状況なども含め、定期的な点検が必要」と記されている。今回の太陽光発電施設建設設計画は、土砂流危険溪流調査報告書の所見にある上流域の開発に該当する。従って、大雨などの影響により土石流が発生する可能性について、重点化項目に位置付け調査、予測及び評価を行う必要がある。</p>	<p>度を上げていくことを計画しております。これらの指導等を受けながら計画を進めることにより、安全に事業を計画していけるものと考えております。</p>
20-9	<p>日本各地で様々なソーラー発電事業における事故が発生しているが、その中には強風によりパネルが破損、飛ばされる事故も起きていると聞く。その他の環境要素としてパネル設置後の風害についての調査・評価も必要と考える。</p>	<p>比較的規模の小さいソーラー発電所を中心としてパネルが破損・飛ばされたというような事故が起きた例を聞いております。 本件発電所におけるソーラーパネル設置用架台は日本工業規格JIS-8955に基づいて、地域、標高、地盤状況を反映し設計いたします。 また、本件を含めた特別高圧受電の大型太陽光発電所は電気事業法の規定により経済産業省保安監督部による設計審査を、工事計画届の審査を通し受ける事を義務付けられておりますので、ご懸念の風害が起こらぬよう、事業者側からの目線だけでなく、客観的な視点からも設計上の安全性を確認いたします。</p>
20-10	<p>諏訪市のハザードマップでは震度6から7の揺れが想定されている。大規模な調整池が地震で決壊することも考えられる。どの程度の被害が想定されるのか、安定性のみで項目に上がっているが、回数・内容ともに不十分で、多方面から想定される影響について地質調査も行うべきではないか？</p>	<p>長野県の森林法の技術基準に則り、関係機関の指導を受け協議を行い計画に反映したいと考えております。 また、防災についても、行政の指導を受けながら、長野県の技術基準に準拠した設計を、地質調査の結果に基づき実施しております。</p>
20-11	<p>この事業でどんな方策を机上で練っても、数字を並べても自然災害は防げない。人間は弱い動物なのだ。今迄以上の自然変動があると思ひ、人智を尽くすことだ。現場に即した実効性のある計画をお示し下さい。</p>	<p>現時点で考え得る想定を行い、計画として立案しています。今後も施工に向け関係機関の指導を受けながら、適正に事業を進めて参ります。</p>
20-12	<p>想定外の災害等により災害を被った場合に全面的に農地や居住地に全面的に補償を約束していただき契約書を作成し北大塩区長と取り交わすこと。</p>	<p>事業の実施にあたっては、防災を図るべく行政の指導を受けながら長野県の技術基準に準拠して設計いたします。 これらの指導、基準に厳しく従うことで、防災が図られると考えております。 また本事業に起因した被害が発生した場合には損害賠償請求に応じる考えです。 地元地域との協定書の取り交わしについては、前向きに検討させていただきたいと考えております。</p>
20-13	<p>この山の危険性をほんとうに調査されているのでしょうか？ 私たちはキケンがいっぱいで、心配でなりません。諏訪方面の被害は少ないでしょう。でも、茅野側はすべての被害を受ける位置に思ひます。</p>	<p>事業実施区域の現状を把握した上で、土砂災害等の発生を未然に防ぐための施設整備について、関係機関との協議並びに指導のもと計画しています。</p>

No.	住民からの意見	事業者見解
20-13 続き	茅野の住民の生活水の大事な山です。地下水の重要性をどこまで理解されているのでしょうか？工事をすることで地質が変わるのは目に見えていると思います。 どこまで調査されているのか心配です？	
20-14	貴社が計画している、大規模開発事業は、今後20～30年それ以降も長期にわたって、茅野・諏訪の地域住民に、大きな精神的不安をあたえ続けることは明白なことです。まず、この事実を、貴社は真に誠意をもって受け止めて頂きたいと思えます。 ①特に、昭58年の水害の経験からみても、横河川・上川流域において、大きな危険性をはらんでいること軽視しないでください。また、湧水への影響を、想像上の判断で「影響はないでしょう…」などという詭弁で終わらせることは絶対にしないで下さい。 この地で生活している私達、茅野市民にとって「大清水」がいかに貴重で重要な水源であるかを、再度、あらためて、再認識して下さい。 そして、そのための専門家チームによる地盤、水質調査等をあらためて強く要請します。	湧水等の調査にあたっては、専門の調査員が調査を実施しました。事業実施区域の下流側に位置する大清水やその他の湧水については、事業実施との関連性について検討しました。

2.1. 環境影響評価制度・手続き

No.	住民からの意見	事業者見解
21-1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地についてはっきりしないまま環境影響評価方法書に対する意見書のとりまとめを行っていますが、制度上に問題はないのでしょうか？	最終的に設立する事業所の名称及び事業所は未確定ですが、条例25条に基づき、当社を構成団体とする事業主体を設立した場合には、必要な手続を行います。
21-2	周辺住民の感想意見もあわせて聞き取ることも大事だと思うのですが。	今回は方法書に関する意見聴取として実施しました。今後の準備書手続きにおいても、書類の公開、説明会並びに意見募集を実施します。寄せられた意見を参考に、事業を実施します。
21-3	方法書の冊数が少なく、閲覧するのに足りませんでした。次の準備書は10冊くらい支所等に置いていただきたいです。	準備書の冊数については、関係機関と相談し増刷を検討します。
21-4	1月29日茅野地区環境影響評価説明会に関してですが、県のアセスマニュアル p.25では、方法書説明会の周知方法に「印刷物の配布、関係市町村広報紙への掲載」とあります。 しかし、米沢地区への印刷物はなく、広報誌では直ぐに回覧が届く訳ではなく、終了後に届いた場合もあります。又、新聞の記事で知った場合でも、寸前では予定がつかない場合もあります。今回、知らなかった方も多く、区長会の日と重なるという状況でした。「地元丁寧に、」とは思えません。 このような気持ちで計画が積み重ねられていたのでは、地元の状況に配慮されない開発として益々、不安が大きくなります。会社に対する評価も損なわれることとなります。是非、誠意ある対応をお願い致します。	準備書説明会の周知時には広報誌掲載から説明会実施までの期間に余裕を持つようにするなど関係機関と周知方法の改善を検討していきます。

No.	住民からの意見	事業者見解
21-5	<p>技術委員会へ、住民が推薦する専門家も参加させていただきたいです。</p> <p>技術委員会の構成員の方々は、それぞれの分野で一流の方とは存じますが、あくまで行政側が選ばれた方々と存じます。</p> <p>新しい条例になり、以前よりも住民の意見が反映されるようになり、感謝しておりますとともに、多方面から高く評価されているものと思います。</p> <p>しかし、企業自らが調査を行い、その結果を行政から選任された専門家から成る委員会に知事が意見を聞くにあたり、住民意見は書面のみということだけでは、不十分と思われます。</p> <p>会社、行政、住民の3者が、平等に同じテーブルについて、十分な意見交換をできるよう住民が推薦する専門家(特に今回は湧水への影響が懸念されており、地下水の専門家も)技術委員会に参加できるようお願いいたします。</p>	<p>技術委員会の委員の選任は、長野県環境影響評価条例に基づき、県が実施しております。</p>
21-6	<p>福島原発事故のようなこと再び起こるようなことがあれば、また大きな悲劇が繰り返される。そんなことにならないために脱原発を進めたほうが良いと思っている。その代替電源として、再生可能エネルギーを推進することは必要だと思っている。ただし、いい加減な工事や事業運営によって地域の自然や人々の生活が脅かされるような事態はくれぐれも避けていただきたい。そのためにも、環境アセスメントをちゃんとやって欲しい。</p>	<p>本事業の環境影響評価は、長野県環境影響評価条例、長野県環境影響評価条例施行規則、その他関連法令等に基づき適切に実施します。事業の実施による環境への影響については、工事の施工中と工事完了後において事後調査を行い検証するとともに、可能な限り影響を低減するよう努めます。</p>
21-7	<p>当初の計画から説明会で問題点が浮かび上がってきているにも関わらずほとんど内容の変更がありません。住民への柔軟な配慮を希望します。実情に配慮されないというのは、危険でも、不安でも下流域は我慢しなくてはいけないという事なのではないでしょうか？</p>	<p>方法書段階で頂いた様々なご意見、及び現地調査等で得たデータをもとに、関係機関と調整しながら、方法書の段階から事業の計画を見直しました。今後も皆様のご意見や関係機関の指導により、より良い計画としてまいります。</p>
21-8	<p>貴社の事業計画のみで考えず、事業撤退や権利移転する際に、管理者が変わったために環境保全がないがしろになるということのないよう対応を検討願います。</p>	<p>環境影響評価の手続きを経て決定された環境保全計画は開発許認可の計画に反映され、管理者にかかわらずその実施が義務づけられます。</p>